

国立大学法人帯広畜産大学
平成21年度教育研究改善プロジェクト経費
教育研究スタートアッププロジェクト

産学官連携及び知的財産にかかる学内規程等の
改正に関する調査研究報告書

2010. 3. 31.

国立大学法人 帯広畜産大学
地域共同研究センター
(地域連携推進センター)
高松典雄

はじめに

わが国の国立大学法人においては、平成 16 年 4 月の国立大学法人化に際して規程類の整備が行われ、産学官連携、知的財産関係についても職務発明の機関帰属原則が打ち出されるなど、取扱に関する制度や基準等にかかる大きな変更が行われ、本学においてもこの時期に集中して規程類が整えられた。ただ、この時期に集中して各大学で同時並行で整備が進められたためか、他大学と比較した上での検討が十分ではなかったのではないかと思われる部分や、制定後 5 年余りの期間が経過し、運用上の不都合や不十分な面が見えてきた部分もある。更には時間的に制約があったためか、他大学で定められているもので本学にないものや本学の異なる規程等の間での同種内容の横並びの不整合なども見受けられる。

本調査研究は、こうした状況を踏まえ、本学の産学官連携及び知的財産に関する規程等の条項を見直し、他大学の規定振りや運用状況を調査し、本学におけるこれらの規程等の改善の方向を提案するものである。ただし、各条項の規定振りの背景には、そのように規定することを必要にさせている大きな問題が控えているものもあり、限られた時間と能力では限界があった。また、今回の検討では全く手付かずの部分もある。そうした部分については、今後もなお、検討を行って行きたいと考えており、本報告は現時点での検討結果報告ともいうべきものである。

目次	頁
1. 「産学官連携ポリシー」の制定問題について	5
(1) 「産学官連携ポリシー」の必要性	
(2) 「産学官連携ポリシー」に記載される内容	
(3) 本学の既存資料における関連の記述	
(4) 私見－「帯広畜産大学産学官連携ポリシー」試案	
2. 地域連携推進センター規程について	13
(1) 他大学における同種組織の業務内容	
(2) 組織のあり方の検討の視点	
(3) 本学の体制	
(4) 他大学の体制	
(5) 私見	
3. 知的財産ポリシーについて	18
(1) 「基本的な考え方」について	
(2) 「定義」について	
(3) 「知的財産の創出、管理および活用に関わる実施体制」について	
(4) 「研究成果に対する取り扱い」について	
(5) 「知的財産の活用の推進」について	
(6) 「共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスと不実施補償」について	
4. 共同研究実施規程、受託研究取扱規程、共同研究契約書雛型及び受託研究契約雛型について	30
(1) 知的財産権の定義	
(2) 共同研究実施の要件	
(3) 共同研究費用	
(4) 研究成果の通知及び公表	
(5) 独占的実施権の付与	
(6) 独占的実施権の付与申入れにかかる選択期間の導入問題	
(7) 共同研究実施規程、受託研究取扱規程、共同研究契約書雛型及び受託研究契約雛型における規定の不整合問題	
(8) 指定技術移転機関の利用の問題	
(9) 大学による実施の問題	
5. 研究成果有体物取扱規程について	41
(1) 研究成果有体物の範囲	

(2)法人帰属	
(3)研究成果有体物の管理	
(4)提供にかかる判断基準	
(5)有償物の秘密保持	
6. 職務発明規程について	50
7. 利益相反の問題について	51
(1)「利益相反ポリシー」の制定問題	
(2)利益相反の防止等に関する規程	
8. 今後基準の整備等が必要な事項について	59
参考文献	60

1. 「産学官連携ポリシー」の制定問題について

(1) 「産学官連携ポリシー」の必要性

本学は産学官連携ポリシーを定めていない。

しかしながら、文部科学省「大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システムに関する総合評価報告書」（2007.12）によると、知的財産本部整備事業実施機関では2007年4月現在43機関すべてで策定されている。また、文部科学省「平成20年度大学等における産学連携等実施状況について」によれば、国立大学等全体で20年度までに整備済みが73.0パーセント、21年度中に策定予定が8.1パーセントとなっており、国立のほか、私立、公立をあわせた大学等の値でも、整備済み45.5パーセント、21年度中に策定予定10.1パーセントとなっている。

国の産学官連携施策は法人化後5年を経過したことや政権が代わったこともあって見直される時期に来ていると考えられる。本学においても、今後の本学としての産学官連携事業の方向性を明確にするために、本学の基本方針を踏まえた産学官連携ポリシーを早急に整備する必要があると思われる。

(2) 「産学官連携ポリシー」に記載される内容

諸大学の産学官連携ポリシーを見ると、その内容は大学により様々であり、スタイルも京都大学、広島大学などのように細かく書き込んだ大学もあれば、茨城大学、静岡大学などのようにごく大綱的な記述にとどめている大学もある。

内容を事項に分けて分類すると、以下のような記述が見られる。相互に関連していることもあり、複数にまたがる表現も多くなされているが、あえてどの要素が具体的に強く表現されているかで纏めた。

<基本理念>

- * 自由な発想に基づく基礎的・創造的な研究及び社会的要請に基づく研究の推進
- * 基礎研究から応用研究まで、創造性豊かな研究を行い、成果を積極的に社会に還元
- * 自由な発想に基づく基礎的で創造的な研究を重視するとともに、社会的要請に基づく研究の必要性に留意し、産官学がともに利益を得られる研究を推進
- * 活力、独創性、世のための奉仕を基本精神に社会貢献活動を推進

<経済・社会の発展への貢献>

- * 地域社会と連携を図り、地域の活性化と発展に貢献
- * 知の成果を産業界等に積極的に還元することを通じ、教育と研究の社会的付加価値を高める
- * 地域産業振興を視野に入れた学部横断的な研究プロジェクトを積極的に組織・支援
- * わが国産業の国際競争力の向上、発展への貢献
- * 新産業の創出に貢献
- * 地域貢献につながる社会的要請が大きく公共性の強い研究を推進

- * 地域イノベーション創出の推進
- * 国際的な産学官連携により世界をリードする技術革新を導く
- * セミナー、講演会等を開催し、地域の産業、生活、文化、福祉等への希求に積極的に応える。

<共同研究、受託研究の推進等>

- * 企業や自治体の研究ニーズに基づいた共同研究、受託研究の推進
- * 研究会、展示会、各種メディア活用等による積極的な研究情報の発信
- * 共同研究や受託研究をはじめとして国内外の各方面との多様な連携を推進
- * 産学官連携活動ルールの明文化

<知的財産管理、活用の充実>

- * 組織同士の明確な契約による連携
- * 知財の継承にあたっては質の重視と将来への活用並びに学問分野の特性を十分考慮して判断
- * 知財の権利化にあたっては、波及効果を考慮し、企業、TLO、学外支援機関等と連携協力しつつ柔軟かつ効果的・効率的に実施
- * インキュベーションの充実、大学発ベンチャーの支援・推進
- * 総合リエゾンコーディネーション活動の推進

<連携組織の整備>

- * サテライトネットワークを含む組織としての産学官連携体制を整備
- * 産学連携センター、地域連携センター、医療社会連携センターで構成する社会連携推進機構を設置
- * 知的財産マネジメント体制の充実
- * リエゾン機能、研究支援機能、技術移転機能を統一しワンストップ・サービスを実施
- * 技術移転の効果をフォローアップするための組織と機能の充実

<連携の強化>

- * 課題の共有化を図る
- * 地域産業界や地域公共団体との持続的な連携を目指す
- * 産学官連携に関わる人的及び組織的ネットワーク形成の推進
- * 地域産業界との持続的連携
- * 国内外の関連組織と有機的に連携
- * TLO との連携協力
- * 同窓会との連携・協力
- * 有効かつ効果的な情報発信
- * 知的創造サイクルの基盤構築

<人材育成、MOT 教育>

- * 地域経済の活性化と発展の担い手となる実践的かつ創造性に溢れた人材の育成
- * 国際的視点に立った人材育成

- * 知財創出活用に秀でた人材の育成
- * 産学官連携に関わる授業の開講、インターンシップ等による企業との教育面での連携
- * 社会人を対象にした人材育成事業により最先端の科学技術に対応できる人材を育成
- * 産業界と連携してグローバルエンジニアを育成
- * 企業との包括的連携やインターンシップなどの産学官交流を通じた実践的教育で社会発展に貢献できる人材を育成

<利益相反への対処>

- * 大学のインテグリティを確保するとともに職員等が公正かつ効率的に実務が行える環境を整備し、透明度の高い産学官連携を実施
- * 透明性の高い産学官連携活動、説明責任の遂行

<その他>

- * 施設等の有効活用
- * 共同研究、受託研究における間接経費の徴収原則
- * 教員業績評価における新技術、新産業創出への寄与の正当な評価
- * 産学官連携活動を大学の自己評価に反映

(3)本学の既存資料における関連の記述

上記の項目に対応させて考えると、本学においては各項目に関連しては以下のような内容の記述が既存の資料には見受けられる。

<基本理念>

- * 知の創造と実践によって実学の学風を発展させ、「食を支え、暮らしを守る」人材の育成を通じて、地域及び国際社会に貢献する。（第 2 期中期目標・中期計画（素案）中期目標 ミッション）
- * 「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元することを基本方針とする。（中期目標・中期計画 目標）
- * 地域社会における農畜産業をはじめとする産業振興の知的拠点（クラスターコア）としての役割を果たすべく、知の集積・発信を積極的に実施することを基本方針とする。（中期目標・中期計画 目標）
- * 産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制（アライアンス）の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図ることを基本方針とする。（中期目標・中期計画 目標）
- * 社会のニーズの変化や研究の先端化に対応して、能動的、全学的な協力体制を基盤として、獣医・農畜産学分野の世界的水準の研究を推進することを基本方針とする。（中期目標）

<経済社会発展への貢献>

- * 創造的、学際的な実学研究の成果を社会に還元して、地域及び国際社会の持続的発展に貢献する。(第2期中期目標・中期計画(素案)ビジョン4.)
- * 研究成果を活かして世界に通用する環境にやさしい持続可能な農業の確立に貢献する。(概要、学長挨拶)
- * 産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制(アライアンス)の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図る。(中期目標・中期計画 目標)
- * 農畜産業の新技术創造に係わる研究の推進と普及を図る。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 乳肉製品の新技术創造に係わる研究の推進と普及を図る。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 地域の獣医師の診断・診療技術向上を図るため、シンポジウム、研修会を開催して技術の普及を図る。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 持続可能な農畜産業システムを構築するための研究を推進する。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 寒冷地の大規模畑作・畜産特に十勝の自然・市場・人間社会環境と調和して持続的に発展する複合領域的研究を政策的に推進する。(年度計画)
- * 地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究をさらに推進する。(20, 21 年度計画)

<共同研究、受託研究の推進等>

- * 共同研究や受託研究によって、社会との連携を図りながら、地域において優れた研究を推進するため、外部資金の導入を図る。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 諸外国における本学との学术交流協定締結大学を中心として共同研究を一層推進する。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 地域共同研究センターを中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果(研究シーズ)と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る新たな学内研究課題を探索する。(年度計画)
- * 他大学及び他の研究機関と連携した研究プロジェクトに関するセミナー等を積極的に主導・参画することにより、地域における実践的な研究活動の展開と広く学内研究者の参加促進を図る。(年度計画)
- * 地域共同研究センターを軸に大学の研究シーズと地域のニーズを基に、地域参加型プロジェクト研究の検討を推進する。(年度計画)
- * 大学の研究シーズと社会のニーズのマッチング機能の充実・強化とシーズのPRによ

り、特に受託研究の増加に努める。(年度計画)

- * 地域共同研究センターを中核として、更なる共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努める。(年度計画)
- * 平成19年度に採択された、文部科学省科学技術新興調整費による「十勝アグリバイオ産業創設のための人材育成」事業をより一層推進する。(21年度計画)

<知的財産管理、活用の充実>

- * 獣医・農畜産系専門大学としての個性、特性を活かし、実践研究等に基づき得られた知的財産に関する情報を的確に収集し、有効活用を積極的に推進することを基本方針とする。(中期目標・中期計画 目標)
- * 「知的連携企画オフィス」(仮称)を設置し、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとともに、社会への還元等を含む社会との連携の一元的な運用を図る。(中期目標・中期計画 措置)
- * 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」(仮称)において、知的財産の管理活用の一元的な運用を図る。(中期目標・中期計画 措置)
- * 特許等の取得について技術コーディネーター並びに産学官連携推進員と協力し、本学及び地域における特許の取得を支援する。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 知的財産に関する知識取得のため開催している講演会の充実を図るなど、知的財産の取得を督励する。(年度計画)
- * 知的財産に係る研究成果の公表を推進する。(年度計画)
- * 全学研究推進連携機構内に設置された戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスにおいて、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。(年度計画)

<連携組織の整備>

- * 学内共同教育研究施設等を整備し、地域に根ざした実学教育の推進と技術開発・技術移転の中核としての役割を果たす。(第2期中期目標中期計画(素案)中期計画)
- * 「地域共同研究センター」を「地域連携推進センター(仮称)」として再編し、産学民官に幅広く対応できるような連携体制を整備する。(第2期中期目標中期計画(素案)中期計画)
- * 地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食料関連産業の育成に寄与するため、「地域共同研究センター」を設置し、共同研究や受託研究など地域地場産業や地域研究機関等と連携協力する拠点とする。(中期目標・中期計画 措置)
- * 「地域共同研究センター」における地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した問題解決に貢献する。(中期目標・中期計画 措置)
- * 技術アドバイザーやコーディネータなどの情報発信機能の職務分担をより明確にする

必要がある。（全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 改善のための措置）

- * 地域において連携協力して対応しなければならない緊急活重大な事態に対して、敏速活適切な対応ができる体制を整備する。（全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的）
- * 地域において発生した食の安全性に係わる緊急事態については、学際プロジェクトをいち早く立ち上げ、地域一体となって問題を解決する。（全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的）

<連携の強化>

- * 社会との研究活動の連携・協力の範囲を拡大するため、大学がそのリエゾン機能を果たす。（全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的）
- * 地域社会との連携・協力を更に深めるため、総合的な連携体制（アライアンス）の構築など積極的に地域とのネットワークを図ることを基本方針とする。（中期目標・中期計画）
- * 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、「地域共同研究センター」において、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能、企業支援機能及びマネジメント機能の更なる強化を図る。（中期目標・中期計画 措置）
- * 自治体との連携強化及び大学開放の充実を図ることによって、地域社会との連携を一層促進するとともに、地域の自治体等との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制の構築に取り組む。（中期目標・中期計画 措置）
- * 地域社会からの要望に対して、多様な事業を実施する。（第2期中期目標中期計画（素案）中期計画）
- * シーズの提供やニーズの掘り起しを図るため、地域共同研究センターは本学の活動を社会に発信するとともに、技術セミナー、講演会、特許啓蒙活動を通して本学及び地域における研究活動を啓発する。（全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的）
- * 地域共同研究センターを拠点として、共同研究や受託研究など地場産業や地域研究機関等と連携協力を拡充し、地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食品関連産業の育成に寄与する施策の展開を図る。（年度計画）
- * 地域共同研究センターを中心に大学の研究シーズに係る講演会、説明会を引き続き実施するとともに今まで確立した産学官連携ネットワークの強化を図る。（年度計画）
- * 地域共同研究センターを拠点に、引き続き共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努める。（20, 21 年度実施計画）
- * 「スクラム十勝」、「人材育成事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」等、地域研究機関等との共同研究を更に推進する。（20, 21 年度実施計画）
- * バイオマス関連研究および農畜産業に由来する廃水処理に関する研究を共同実施する

など、地域連携強化に努める。(20、21年度実施計画)

- * 帯広市環境モデル都市構想への支援を行う。(20、21年度実施計画)
- * 地域貢献の一環として、企業・農業者等が抱える社会的な課題の自発的な解決策検討を誘導する目的で共同研究ファンド(街育プラザ事業)を推進するとともに、さらなる施策を検討する。(20、21年度実施計画)
- * 地域農畜産研究機関との連携体制を強化し、共同研究の充実を図る。(年度計画)
- * 大学の研究シーズ等を統合した教員一覧を更新するとともに、その他研究成果等をホームページに掲載するなど広報の充実を図る。(年度計画)

<人材育成、MOT教育>

- * 帯広農村開発教育国際セミナー(ユネスコとの共済事業)の実施により、農村開発教育に係わる研究協力を推進する。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * JICAとの協力事業(中略)を充実することによって諸外国の研究者を育成し、そこで必要とする研究をサポート・活性化するための体制整備を進める。(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 目的)
- * 平成19年度に採択された、文部科学省科学技術振興調整費による「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業をより一層推進する。(20年度年度計画)
- * 技術移転専門家の養成に努めるほか技術移転機関(TLO)などの活用について検討する。(年度計画)

<利益相反への対処>

- * 利益相反行為を防止し、法人としての円滑な経営及び法人が目指す教育・研究に関する目標・計画を適切に達成する。(利益相反の防止等に関する規程)
- * 利益相反マネジメントの目的は、社会の批判から教職員を守るとともに、大学のインテグリティ(社会的信頼)を守ること(利益相反審査委員会資料)

<その他>

- * 共同研究や受託研究などの連携活動等を含んだ多元的評価システムに変更するために活動しており(全学テーマ別評価 研究活動面における社会との連携及び協力 改善のための措置)

(4)私見—「帯広畜産大学産学官連携ポリシー」試案

以上の既存資料の内容を踏まえ、それらから認められる方向性を読み取り、基本的な事項を抽出し、更に他大学で多く見られる項目の並びを参考に、全体を簡潔に記述するのが適当であると思われる。

以下に試案を示す。なお、上記項目分類の相互にまたがる部分については区分にとらわ

れず用語、内容を適宜取り入れた。

(基本理念)

- * 知の創造と実践によって実学の学風を発展させ、本学の伝統と個性・特徴を生かした研究のさらなる深化を図るとともに、学際的・先端的研究分野を開拓して獣医・農畜産学分野の発展と新たな産業創出の拠点となることを目指し、地域社会における農畜産業をはじめとする産業振興の知的拠点（クラスターコア）としての役割を果たすべく、知の集積・発信を積極的に実施する。

(地域及び国際社会への貢献)

- * 「食を支え、暮らしを守る」人材を育成するとともに、「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元して、地域及び国際社会の持続的発展に貢献する。

(知的財産の有効活用)

- * 実践研究等に基づき得られた知的財産に関する情報を的確に収集し、有効活用を積極的に推進する。

(連携組織体制の整備)

- * 地域社会との連携・協力を深めるべく組織体制を整備するとともに、積極的に地域とのネットワークを図る。

(柔軟な連携・協力の推進)

- * 地域社会からの要望や産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図り、多様な事業を実施する。

(透明性の確保と業績評価)

- * 利益相反マネジメントに係る体制を整備し、透明性の高い産学官連携活動を行う環境を整えるとともに、教員業績評価において新技術、新産業創出への寄与を適切に評価する。

2. 地域連携推進センター規程について

本学においては、2010年4月1日より新たに従来の地域共同研究センターを改組して、地域連携推進センター（以下「センター」という。）が設置される。このセンターについて定める地域連携推進センター規程の個別の問題を検討する前に、まず大学の研究成果を社会（地域や産業界等）に普及していくことに関連する諸組織の所掌及び相互の関係を他大学の例を参考に検討することとする。

(1) 他大学における同種組織の業務内容

「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2009年度版）」（独立行政法人工業所有権情報・研修館）は、大学の研究成果を社会（地域や産業界等）に普及していくことに関連する組織の業務内容を整理して

- ① 発明等知的財産の発掘、保護（出願、権利化等）、管理（知財系）
- ② 共同研究、受託研究の受入、契約、管理（研究協力系）
- ③ 競争的資金の申請、管理（研究協力系）
- ④ ベンチャー育成、研究インキュベーション（技術移転系）
- ⑤ 技術シーズや特許の学外技術移転、ライセンス契約（技術移転系）
- ⑥ 技術相談・高度技術研修・セミナー実施（産学連携系）

の6つに類別されるとしている。

「『大学知的財産本部整備事業』事後評価結果報告書」により、他大学での知的財産の利活用あるいは産学官連携の推進のための組織である「本部」あるいは「機構」の業務内容を見ると、上記の内容のほか、あるいは内容の中に、以下のような業務を含んだ例が見られる。

上記④に近い内容として、

- ⑦ 技術移転につながるような萌芽的研究の促進（VBL）
- ⑧ 産学官連携・知財に関する人材育成（イントロプレナーやアントロプレナーの育成、更には連携コーディネーターの育成等）

上記②、⑤、⑥に近い内容として、

- ⑨ 企業との包括連携の調整・管理
- ⑩ 他大学との連携の調整・管理
- ⑪ 展示会への参加、広報資料、シーズ集等による情報発信
- ⑫ 機器活用

がある。

その他、②、⑤の国際関係部分を

- ⑬ 国際産学官連携

のように、その特殊性、専門性から本部、機構等の中に独立させた部門、室等を設けて推進する例も多く見られる。

更に、国際関係については、

- ⑭ 国際協力機関との連携協力
- ⑮ 国際交流、地域国際化推進

も取り込まれる例がある。

更には研究だけではなく社会貢献を教育の範囲まで広げて

- ⑯ 学校教育支援、生涯学習・社会人教育の推進
- ⑰ インターンシップの推進

も対外関連として取り込み、ワンストップ化を図る例もある。

(2)組織のあり方の検討の視点

本学における研究成果社会還元や社会貢献等に当る組織のあり方を考える上では、これらの業務をどこまでどのように取り込んだ組織構成とするのが本学の使命や教育研究の領域、規模、地域の状況等に照らし、最も適切かを検討しなければならない。

その際、以下のような点で合理的な組織となっているかをチェックする必要があると思われる。

- ① 迅速性を確保した意思決定体制
- ② 専門性を持った領域のまとまりと迅速・円滑な執行体制
- ③ 全体を横に貫いた情報共有と調整の体制
- ④ 産学官連携と知的財産保護活用の戦略及び業務執行の整合性
- ⑤ 全体を貫いた研究戦略と産学官連携・知的財産戦略の整合性
- ⑥ 外部に対するワンストップ・サービス
- ⑦ 事務組織との効果的な関係を確保した位置づけ

(3)本学の体制

本学の2010年4月より設けられる新センターは、産学官連携室が上記の産学連携系及び研究協力系の活動を行ない、社会貢献室が学校教育支援、公開講座、大学開放事業等を行うものとしている。

本学においては知財保護（上記の知財系）、知財活用（上記の技術移転系）は全学研究推進連携機構（以下「機構」という。）に置かれた知的連携企画オフィス（以下「オフィス」という。）の所掌となっており、組織的には地域連携推進センターとは意思決定の系統が別になっている。機構会議メンバーにセンター長が加わっているが、会議の一構成員であって、指揮命令系統における上下関係にあるわけではない。また、学校教育支援活動等の教育面での社会貢献を取り込んでいる点が特徴的である。

(4)他大学の体制

他の大学では、「『大学知的財産本部整備事業』事後評価結果報告書」によると、同事業を行った大学は平成20年3月の事業終了時点で、多くは産学官連携関係と知財関係を部として中に置いた本部組織を置き、両者に亘る戦略委員会等の最高意思決定機関を置いて

いる。更に、大きな大学では国際産学官連携部分を独立した部としているものもある。

研究戦略と産学連携戦略・知財戦略の関係については「群馬大・埼玉大」（連立）の研究・知的財産戦略本部は研究戦略室を内部に含み、知的財産戦略室と分室（知的財産部）とで本部を構成しているが http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08081104/005.pdf 本部とは別の「産学連携・先端研究推進機構」と両方向矢印で結ばれており、関係は微妙である。山梨大学は、産学官連携・研究推進機構を置いているが、その産学官連携・研究推進部を構成する 3 室（地域連携室、知的財産戦略室、研究推進室）のうち、地域連携室と知的財産戦略室を TLO とし、知的財産戦略室と研究推進室を知的財産本部としている http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08081104/013.pdf 。しかし、多くの大学は、研究一般の推進と産学官連携・知的財産利活用推進の関係は、組織体制としては別々にしているようである http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08081104.htm 。但し、事務局は研究協力事務として同一課が所掌している例が一般的のようである。

教育面での社会貢献関係をセンターの組織内に取り込んだ大学は少ないようであるが、例としては「生涯学習・知的資産活用部門」を地域連携推進センターの中に置く岩手大学 http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08081104/002.pdf や「大学知的財産本部整備事業」実施校ではないが「生涯学習部門」を国際・地域連携センターの中に置く高知大学の例 <http://www.ckkc.kochi-u.ac.jp/gu/soshikizu.pdf> などがある。

(5) 私見

1) 産学官連携・知的財産の両者に亘る総合調整機能の強化

本学の運用上の問題点としては、上記のように知財保護（上記の知財系）、知財活用（上記の技術移転系）が知的連携企画オフィス会議の所掌となっており、組織的には別になっていることから、前記の、① 迅速性を確保した意思決定体制、③全体を横に貫いた情報共有と調整のシステム、④全体を貫いた戦略の策定、⑤外部に対するワンストップ・サービスの観点で支障がないかどうかという点が挙げられる。

産学官連携と知財の創造保護活用は密接な関連があり、戦略も横に貫いた横断的なものであるべきである。本学の場合、両者の調整が組織的には積極的には図られておらず、大多数の大学では産学官連携と知財の創造保護活用を一つの機構の中において総合調整を図る組織体制をとる流れになっている中で奇異に感じられる。産学官連携と知財の間の調整は頻度も高く、臨機応変な対応も求められる。本学の場合、研究戦略も含めた調整を開催頻度の低い全学研究推進連携機構で行うこととなっているが、産学連携と知財の総合調整機能を先ず置き、必要に応じその機能と研究戦略との調整を更に上の全学研究推進連携機構で行うような体制の方が迅速な対応が期待でき望ましいと思われる。

事務分担と責任の範囲の面でも問題が生じうると思われる。センター専任教員や産学官連携コーディネーターは、規程上はセンターの職員であるが、同時に学長の指名に基づきオフィス構成員となっている。したがってこれらの職員は日常的に産学官連携業務のほか、上記の知財系や技術移転系の専門的業務も担う実態となると考えられ、理論上は、センタ

一とオフィスの指揮命令系統が別であるため両者に齟齬が生じた場合や時間的に重複した場合などには、職員レベルではどちらかが優先するわけではなく、一方の責任を果たせば他方の責任が果たせないという二律背反（利益相反）状況が生じ得る。このような指揮命令系統を異にするポストの兼務体制は、情報共有や連絡調整の問題が生じないとのメリットはあろうが、組織における分担と責任範囲の観点から突き詰めると問題がある。

対外窓口の観点からも、ワンストップ・サービスの必要性から生涯学習関係などの社会貢献部分を取り込みながら、極めて関連の深い産学官連携と知的財産関係がワンストップに組織上なっていないことは、対外的説明において困難を生じるのではないか。実態上は研究協力課やコーディネーターが両方とも処理するので問題はあまり生じないであろうが、組織論としてはすっきりせず、再検討の必要があると思われる。

以上のことから、組織の改正の方向としては、全学研究推進連携機構の中に「産学官連携・知的財産総合調整室のような組織を置き、産学官連携活動と知的財産活動の総合調整を行うようにし、コーディネーターはここを本籍に、産学官連携と知財の連携調整を図りつつ、ある程度独立性を持ちながらセンターとオフィスでの事務処理に協力することとするなど、産学官連携・知的財産の両者に亘る戦略や実務遂行に係る総合調整機能を強化する案を検討すべきであると思われる。

2) 産業創出人材育成事業の位置づけ

現在、科学技術振興調整費による十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成事業が実施され、同事業の事務室に4名の職員が置かれ地域共同研究センター内に事務室があるが、この事業の地域共同研究センター業務における位置づけが明確でない。地域共同研究センターの毎年の活動報告書にはこの事業が報告され、推進事業として掲げられているが、新たに制定された地域連携推進センター規程では、この事業が産学官連携室の業務なのか、社会貢献室の業務なのか、どちらにも属さないセンター長直属の第3の業務なのか明確でない規定になっている。

従来から数日程度の高度技術研修事業は多くの共同研究センターが所掌事務に含み、実施してきているが、共同研究センターが研究協力にかかる基盤整備の一環として整備されてきた経緯もあってか、共同研究センターを土台に構築された組織にこの種の組織的な長期にわたる人材育成事業を業務内容として取り込んでいる例は発見できなかった。

現在、人材育成事業事務室が研究協力課やセンター事務室とは別個に独立性を確保して置かれているのは、JSTより科学技術振興調整費による事業は一般の大学事務と区別されるべきであるとの指摘を受けているためである。しかし、人材育成事業事務室がセンターの一般業務を行わないこととすることは、かかる研修事業の支援業務をセンターの方から行うことまでも排除するものではないと思われる。

また、生涯学習事業などまで所掌事務に取り込み、対外事業のワンストップ・サービス化を推進する立場からは、本事業のみ排除するのはおかしいということにもなる。

この科学技術振興調整費による事業は23年度に終了し、その後は教育として本格的に

取り組むことが検討の俎上に上がっていることから、暫定的経過的な在り方であるので規程上明記していないとの説明もなされるが、逆に言えばなお2年間この状態が継続することから、むしろ、主要支援事業として明記し、重視して推進している姿勢を示し、24年以降はその時点での位置付け、在り方に即して規程を変更するべきであると思われる。

以上のことから、人材育成事業室を第3の室としてセンターの業務内容に明記し、センター長の統括のもと、センター専任教員及びセンター事務職員並びに研究協力課の支援を受け、産学官連携コーディネーターの協力も受けられることを組織規程上明確にするべきであると思われる。

3. 知的財産ポリシーについて

知的財産ポリシーの趣旨と盛り込むべき内容については、知的財産ワーキング・グループ報告書（平成14年11月1日文部科学省 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ）は、「大学においては、それぞれの大学の個性や特色に基づいて、大学の研究成果を社会に還元するに当たっての基本的方針とともに研究成果を知的財産等として取り扱う際の具体的な判断基準を示す知的財産ポリシーを作成・公表するとともにこれを学内に浸透させることが必要である。」とし、「各大学が作成する知的財産ポリシーでは、まず、各大学の使命と責務（特に社会貢献面での使命と責務）を明確にするとともに、各大学における研究成果の育成・活用に関する考え方と知的財産等の位置づけを明らかにする必要がある。また、これらは、大学の教育・研究に関する基本的方針と整合したものでなければならない。次いで同ポリシーでは、（中略）、個別具体的な知的財産等の取扱いの方針、知的財産等の帰属に関する原則と例外的取扱いの考え方、手続、ライセンス条件、共同研究、受託研究により生じた特許権等の取扱い等民間企業との関係、知的財産等の承継・実施等に伴う報償をはじめとする教職員や学生等との関係等必要な事項を規定することが望ましい。なお、権利の帰属や報償の在り方、共同発明における寄与分の認定等については、大学と教職員等との間で紛争となる場合もありうることから、学内での解決方法について、責任体制の明示、異議申立ての手続、中立的な紛争解決機関の設置等についても予め規定しておくことも考えられる。」としている。

本学の現行の知的財産ポリシーは以下のようになっている。

帯広畜産大学知的財産ポリシー

I. 基本的な考え方

国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という）は、わが国における大規模農業の先進地域である北海道十勝地方に位置し、獣医・農畜産分野の専門大学として優れた人材を輩出することにより農学分野の発展に大きく貢献してきた。今後も本学の伝統と個性・特徴を生かした研究のさらなる深化を図るとともに、学際的・先端的研究分野を開拓して獣医・農畜産学分野の発展と新たな産業創出拠点となることをめざしている。本学は、このような基礎から応用に至る高度な教育・研究を通して積極的に知的財産を生み出し、それらの成果を十分に活用して社会貢献に役立てるものとする。結果として得られた資金は新たな研究開発に投入することにより、

本学の教育・研究活動の持続的な発展に活用する。以上のように、本学は知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に推進するために本ポリシーを定める。

II. 定義

1. 知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。（知的財産基本法第2条）
2. 発明等とは特許法に規定される発明、実用新案法に規定される考案、意匠法に規定される意匠、種苗法に規定される品種、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定される回路配置、著作権法第2条第1項第10号の2及び同項第10号の3に規定するプログラム及びデータベースの著作物をいう。

III. 知的財産の創出、管理および活用に関わる実施体制

1. 本学は知的財産の創出、管理および活用を目的とする知的連携企画オフィス（以下「オフィス」という）を設置する。
2. オフィスは本学「全学研究推進連携機構」の下部組織として位置づけられており、本学に帰属する知的財産の管理・活用を行うと共に、地域共同研究センターと共同して積極的な社会貢献に取り組むものとする。

IV. 研究成果に対する取り扱い

1. 発明の届出
発明を行ったと認識した職員等（本学の役員及び職員《非常勤職員を含む》ならびに研究等の成果である発明等について本学との間で契約がなされている者）は、「発明等届出書」を学長に提出するものとする。（本学職務発明取扱規程第4条）
2. 判定・審査・不服の申し出
届出のあった発明等については、オフィスにおいて職務発明に関する判定、権利の機関帰属に関する判定、出願の可否の審査を行うものとする。なお、オフィスの判断に不服がある場合には、学長に異議の申立てを行うことが出来るものとし、学長はその異議申立てについて知的財産審査委員会を設置して審議させるものとする。
3. 機関帰属の原則
職員等が職務上行った発明等は、原則本学に帰属するものとする。（本学職務発明取扱規程第2条第4項及び同規程第3条）

V. 知的財産の活用の推進

1. 研究成果の実用化に向けた本学の対応

本学は、研究成果の適切な管理及び円滑な移転が行われるよう、知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、職務発明取扱規程等知的財産の管理に関する規則等の制定及び成果利用のための広報活動その他必要な方策を講ずるものとする。

2. 出願・登録・実績に対する発明者への対価支払い

届出のあった発明等について職務発明と判定され、機関帰属となった発明等を本学が出願した場合は出願補償金を、登録した場合は登録補償金を発明者である職員等に支払うものとする。また、実施権の許諾、権利の譲渡、不実施補償等による対価の収入が本学にあった場合は、実施補償金を発明者である職員等に支払うものとする。（本学職務発明取扱規程第8条）

3. 知的財産の権利化と成果の発表

本学は、研究活動によって創出された知的財産の権利化を推進する一方、教育・研究活動のための成果発表も重要視し、これらの両立を目指すものとする。

4. 未出願の新しい知見の学内公開

学内で公開される未出願の新しい知見については、公開の場において公表内容を知りうる者全員に対して一定期間守秘義務を課し、新規性喪失を防止する措置を講ずるものとする。

5. 研究の継続

本学に帰属する発明等は、第三者に権利を譲渡した後であっても、当該内容の技術革新・学術振興を目的とした研究を本学において継続可能とする。

6. 知的財産の創造と活用についての配慮

本学は、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備、研究開発に係る資金の獲得並びに産学官連携活動の適切な推進など研究開発に必要な方策を講ずるものとする。また、職員等が広く知的財産に対する理解と関心を深めるため、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な方策を講ずるものとする。

VI. 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスと不実施補償

1. 共同研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

共同研究により生じた発明等については、貢献の割合によって双方の持分比率及び出願に係る費用負担の割合について定めた共同出願契約を締結のうえ、共同で出願することを原則とする。

2. 受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

受託研究により生じた発明等については原則本学の帰属とするが、委託元との協議により、共有とすることができるものとする。

3. 共有の権利の不実施補償

共同出願等によって生じた共有の権利の本学持分に対する不実施補償について、本学は他の共有権者と協議のうえ定めるものとする。

以下、項目順に順次検討する。

(1)「基本的な考え方」について

1)問題の所在

この部分は、本来、知的財産に対する大学のスタンスと知的財産の取扱方針、すなわち知的財産をどのように創造し、保護（権利化）し、活用するかについての基本的考え方を記述するべきであると思われるが、本学のポリシーの記述は、大学の理念、目標、役割等について記述しており、知的財産を生み出し、それらの成果を活用し社会貢献すること、成果の活用により得られた資金は、更なる研究開発に投入し、本学の研究活動の持続的な発展に活用すること、知識の修得および知的財産の管理ならびに活用に積極的に努めることを記している。しかし、取扱については「戦略的推進」と抽象的に記述されているのみである。

2)他大学の規定振りと改正の方向

前述のように、本学のポリシーにおいては、知的財産をどのように創造し、保護（権利化）し、活用するかについての基本的考え方を簡潔に纏めた記述を盛り込む必要があると思われる。

他大学の知的財産ポリシーも、産学官連携ポリシー以上に大学による違いが見られ、非常に詳しく規定している大学も簡潔に纏めている大学もあるが、「基本的な考え方」の部分の改正を考える上では、弘前大学、東北大学などのきわめて短くポリシーを定めている大学の例が参考になると思われる。なお、東京工業大学は「基本的考え方」の項目中の小項目として、

1. 大学の基本的使命・理念と知的財産ポリシーの策定
2. 機関帰属原則への転換
3. 本学における知的財産の創出、保護、管理、活用の考え方
4. 教職員等の責務
5. 教育への配慮

に分けて記述している。本学のポリシーは、より簡潔な形式をとっているが、本学の「基本的な考え方」においては、この東京工業大の3. に相当する部分の記述を簡潔にして加

えるのがよいと思われる。

<東京工業大学>

3. 本学における知的財産の創出、保護、管理、活用の基本的考え方

理工系総合大学としてのポテンシャルを生かし、幅広い分野の知的財産の創出を図る。また、研究の成果として生じた知的財産の単なる権利化、ライセンス・実施化を図るのみではなく、知的財産を産学連携の核として、本学と産業界との協力関係を積極的に構築し、産学共同研究の積極的な実施等により、新産業の創出、イノベーションの促進に貢献するとともに、更なる知的財産の創出を図る。さらに、社会から本学が期待される役割を踏まえ、産業界を始めとする社会と本学の間をつなぐリエゾン活動を強力に推進し、企業のニーズに対応した学内研究資源とのきめ細かなマッチング、学内の研究資源を糾合したシーズ指向の研究プロジェクトの提案などにより、産業界等との緊密かつ多様な協力を促進し、生産性の高い研究開発を進める。また、これらの活動は、企業活動のグローバル化を踏まえ、国際的な観点を十分に踏まえて行う。

このため、教職員等の知的財産の創出、保護、管理、活用にかかる意識の啓発、教職員等の知的財産創出に対する大学の積極的支援、知財の創出、保護、管理、活用に関わった関係者の活動に対する適正な利益の還元確保、学内外に向けた積極的な情報発信を行う。

なお、本学のポリシーの「基本的な考え方」の部分は文章の正確性の形式的観点でも厳密に見ると若干問題があるように思われる。すなわち、これまでの活動と今後の活動の関係について、文脈をたどると、これまでは「農畜産分野の専門大学として優れた人材の輩出」による「農学分野の発展への貢献」がなされ、「今後も本学の伝統と個性・特徴を生かした研究の更なる深化」を図るとともに「学際的・先端的研究分野の開拓」による「獣医・農畜産学分野の発展」と「新たな産業創出拠点」を目指すとされている。「今後も」の後に「、」がないことから「今後も」は「深化を図る」にかかり、そこまでがこれまで行ってきたことを深める部分であり、「獣医・農畜産学分野の発展」と「新たな産業創出拠点」となることは今後目指す新たな試み、と読める。しかし、厳密にいうと「優れた人材の輩出」及び「農学分野の発展への貢献」と「本学の伝統と個性・特徴を生かした研究の深化」との間にはいくらかズレがある。すなわち「優れた人材の輩出」に明らかに含まれる「教育」が「研究の深化」にすべて含まれるわけではなく、「農学分野の発展への貢献」と「本学の伝統と個性・特徴を生かした研究の更なる深化」も完全に一致するものとも言い切れないのではないかと。また、「『学際的・先端的研究分野の開拓』による」は「新たな産業創出拠点」にも掛かるのか、掛かるとすれば狭きに過ぎるのではないかと、掛からないとすれば「新たな産業創出拠点」をどのように行うのかについてのポリシーが書かれる必要があるのではないかと、といった疑問が生じる。

(2)「定義」について

第2項の「発明等」にノウハウは含まれていない。しかし職務発明取扱規程では「発明等」にノウハウも含まれており、整合性に欠けている。

ノウハウも含むように定義の文言を改正するべきであろう。

(3)「知的財産の創出、管理および活用に関わる実施体制」について

知的財産の創出・保護・活用を目的とする「知的連携企画オフィス」については、名称に関し、「知的財産」は「物的財産」に対する用語であることから、知的連携という用語にも対して物的連携があるかのような印象があり、やや奇異な感がある。

なお、「知的財産基本規則」には「知的人材の育成」の用語があるが、「物的人材」が概念的にありえないため更に奇異な感が深い。「創造性豊かな人材」とか、「知的財産について十分理解した人材」などの意味であればそのように表記するべきではなかろうか。

知的連携企画オフィスの学内での位置付けの問題については、「2. 地域連携推進センター規程について」で述べた。

(4)「研究成果に対する取り扱い」について

1)用語

「1. 発明の届出」は「1. 発明等の届出」に、「発明を行ったと認識した職員等」は「発明等を行ったと認識した職員等」に改める必要がある。

2)知的財産を機関帰属とする判断基準

i)本学の規定振りと問題点

本学の知的財産ポリシーには知的財産を機関帰属とする判断基準についての記述はなく、職務発明取扱規程第5条に基づく「機関帰属とする知的財産に関する判断基準細則」（以下「細則」という。）第2条で次のように定めている。

第2条 発明等の知的財産を機関帰属とする場合の分野及び内容に関する判断基準（以下「基準」という。）は次に掲げるものとする。

(1) 法人が中期計画等で策定する次に掲げる重点的推進戦略研究分野に関連する発明等であること。

イ 食の安全と安心の確保の観点から重点的に推進する研究分野

(イ) 動物性蛋白質資源の生産向上

(ロ) 動物性食品の安全確保

(ハ) フードシステムの構築

(ニ) 動物由来感染症の予防・診断・治療方法

- (ホ) 家畜衛生全般
 - ロ 生物系資源の持続的活用の観点から重点的に推進する研究分野
 - (イ) 農畜産由来のバイオマス資源の生産・収集・変換・利用
 - (ロ) 環境保全に根ざした持続的な農産物の生産体系
- (2) 当該研究開発分野及び当該技術分野において、根本性（極めて高い展開性を有すること）を将来的に有することが期待される発明等で次に掲げるものであること。
 - イ 基盤的性質を有する酵素等の媒体及びその製造等の技術的方法に関するもの。
 - ロ 汎用性を持つ機能を有する物質及びその製造等の技術的方法に関するもの。
 - ハ 応用性を持つソフトウェア及びそのアルゴリズム等の技術的方法に関するもの。
 - ニ 基盤的性質を有する機構及びその設計等の技術的方法に関するもの。
- (3) 国内外他方面における将来的な活用が期待しうる潜在性を有するものであること。
 - 2 発明等の知的財産を機関帰属とする場合は、前項の基準とともに、次に掲げるものを考慮するものとする。
 - (1) 発明等の共有関係が明確であること。
 - (2) 帰属が法人の経営にとって過大な負担若しくは不利益とならないこと。
 - (3) 第三者に対する権利侵害の恐れがないこと。

ii) 他大学の規定振り

他大学では、全く限定していないところ、市場性、公共性、基本技術性、新規性、権利化可能性、市場性、ライセンス企業、公共性のように発明要件や特許要件に絡めた活用可能性に着眼しているところ、機関帰属としない事由を規定しているところなどがあるが、調査した限りでは本学のように分野を限定するなどの詳細な規定を設けているところは見受けられなかった。

<北見工業大学>

発明審査委員会において知的財産に係わる権利を承継すべきか否かの判断は、その新規性、進歩性、社会への貢献度、市場性、学術的インパクト等の総合評価に基づいて行う。この場合、他機関との共同研究・受託研究等の契約の有無、近い将来における契約の可能性、並びに権利化に要する費用と予算等を総合的に勘案する。

<岩手大学>

実施許諾の申込の有無、研究開発テーマ及びその周辺における国内外の特許取得状況、技術動向及び市場ニーズを適宜調査し、その研究テーマの産業界における位置付け、その方向性を把握しながら、権利化の要否及び権利化手段の判断を行う。

<東京大学>

(機関帰属とすかどうかの) 判断に際しては、当該案件の産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断する。

iii)改正の方向

前述の本学の細則の基準事項は発明届の記入事項欄に必ずしも反映されておらず(例えば1号にいう「重点的推進戦略研究分野」に該当するかどうかや2号にいう「根本性」を有するかを記載する欄はない。)、大学帰属とすかどうかの判断は、オフィス会議における運用においてはむしろ出願と関連させて、新規性、進歩性、共同出願の場合は相手企業の出願についての意向、費用負担、実施して収益を上げる可能性等によって判断されている。

基準に掲げる事項が本学にとって重要な研究分野であることは明らかであるが、現状において機関帰属事項をそれに限定する大学の目標等に基づく理由や財政的理由、更には戦略的理由があるかどうかを検討する必要があると思われる。

思うに、基準に該当する分野の研究から生まれた発明が当該分野よりも基準に該当しない分野において大いに活用される可能性はないと言い切れないのではないか。また、必ずしも学術的評価の高い研究や多大の収益に結びつく基本性を持った知的財産権でなくても、新たな地域興しにつながる食品の開発やニッチビジネスの製品のように、特定の業界等において活用され、そこそこの収益を上げるものなど、特に地域貢献性の観点からは多様な発明等が係わりうるものである。地域がそれで利益を受け、大学も収入が得られる見込みがあるのであれば、それらを厳しく排除する必要もない様に思われる。したがって、東京大学の例のように、当該案件の産業上利用性、新規性、進歩性、社会への貢献度、収益性、権利化費用などを総合的に判断することを求める包括的な規定に改めるべきであると考え。

(5)「知的財産の活用の推進」について

1)知的財産の権利化と成果の発表に関する本学の規定振りと問題点

「知的財産の活用の推進」の「知的財産の権利化と成果の発表」において、本学は「これらの両立を目指す」とするが、両立できる場合に両立すべきは当然のことであり、問題の核心であるこれらが両立し得ない場合にどちらを優先すべきかについては何ら方針が示されていない。

2)他大学の規定振り

この点に関する他の大学の規定振りの例は以下の通りである。

<北海道大学>

論文発表等、知的財産権に深く関連する研究成果の公表に当たっては、事前に権利の保護

を行うものとする

<東京工業大学>

教職員等は、学術研究上の緊急性等がある場合、発明届け提出前に発明の内容を含む論文等を公表することができる（日本・米国・カナダ以外の国に対しては、新規性の喪失により、特許出願が出来なくなることには注意する必要がある）。この場合、公表後速やかに、発明届けを提出するものとする。

<電気通信大学>

知的財産ポリシーの対象者は、職務発明と考える発明が生じた時には、論文や学会等での発表前に、その関係する発明を知的財産部門に届け出なければならない。

<新潟大学>

職員等は、原則として、発明等の出願前に論文等で発明の内容を公表してはならない。ただし、学術研究上の緊急性等がある場合で、発明等の出願前に発明の内容を含む論文等を公表したときは、速やかに発明等の届出をするものとする。

3)改正の方向

学術研究上の緊急性等があり知財部門の判断を待つことができない場合を例外として、学会発表前に知財部門へ届出を原則とし、それを職員等の義務とする旨規定すべきであると思われる。なお、その際知財部門（知的連携企画オフィス）での一定期間内の迅速な決定について規程等で規定する必要があると思われる。

(6)「共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスと不実施補償」について

1)本学の規定振り

知的財産ポリシーは、「共同出願等によって生じた共有の権利の本学持分に対する不実施補償について、本学は他の共有者と協議のうえ定めるものとする」としている。

共同研究実施規程は、

第10条 法人は、知的財産権が実施される場合、原則として、知的財産権に係る法人の持分に応じた実施料等の支払いを定めた実施契約を実施者との間で締結するものとする」としている。

また、共同研究契約雛型は、

第11条 甲及び乙は、共有に係る特許発明を甲の指定する者、乙、乙の指定する者又は第三者に実施させる場合は、当該特許発明を実施する者との間で実施料の支払い等について定めた実施契約を締結することとする。

2 甲及び乙は、共有に係る特許発明を甲の指定する者、乙、乙の指定する者又は第三者に実施させる場合は、前項に規定する実施契約に定める実施料を徴収するものとする。この場合において、徴収する実施料は、当該権利に係る甲及び乙の

持分に応じて甲乙間で按分するものとする。
としている。

2) 問題の所在

大学と企業の共有特許を使って製品を製造販売するなど企業が実施する場合、企業にとっては自己の持分の実施である。自己の実施に際し共有者である大学の許諾を得る必要はない（特許法第73条第2項）。自己の持分による実施であっても実施内容に制限はなく、大学の持分を大学からライセンスされて自己の持分とあわせて実施しているのではない。したがって、特段の契約がなければ企業は大学に実施で得られた収益の一部を支払う義務はない。そのため実施により大学も自己の貢献に応じた収益を得ようとするのであれば、大学は共同研究契約において「共有発明が生じた場合で相手方企業がこれを実施する場合には持分比率に応じて分配する」などの特段の定めをする必要があり、共同研究実施規程はそれを要求すべき旨規定し、共同研究契約雛形が「特段の定め」をした条項を設けているものである。大学が自ら実施しない特性を有することに基づく要求であるため不実施補償といわれている。（なお、「大学はいかなる場合も実施しない」というと誤解を生ずる。特許法第69条は「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許権の実施には、及ばない」と規定しているが、後述のように大学におけるすべての試験、研究が特許権の侵害にならないのではなく、侵害にならない「試験研究」は、平成15年の特許庁見解によれば、1. 第三者特許の改良を目的とした試験又は研究、2. 第三者特許の効果や副作用等を確認するための試験又は研究、3. 第三者特許の特許性（特許の審査）に納得がいかないため、本当に特許を得る条件が満たされているかの確認のための試験又は研究）に限定されている。それ以外での研究における特許技術の使用は「実施」に当たるが、不実施補償の関係で「大学が自ら実施しない特性」というのは、大学は自ら営利を得るために実施することはないという意味である。）

3) 他大学の知的財産ポリシー等の不実施補償に関する規定振り

不実施補償を求めることを原則とすること、その方向で協議すること、努力義務等を知的財産ポリシーで規定する例としては、以下のような例が見受けられる。

<明治大学>

共同発明者がその権利を実施する場合には、不実施補償を求めるものとする。ただし、特殊な事情や合理的な事情がある場合には、柔軟に対処することとする。

<中央大学>

中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。

<京都府立大学>

法人は、企業等との共有に係る知的財産権について、法人が自らあるいはその他の者

への実施許諾等により十分活用できない場合は、当該企業等が当該知的財産権を活用することにより得た収益の一部を、法人の持分に応じて請求できる権利を留保するよう努めるものとする。

<大阪大学>

共同出願企業等で実施する場合、企業が本学の持分に応じて対価を支払う旨の契約を締結するものとする。

本学同様、不実施補償について個別の契約、協議等で定める旨を知的財産ポリシーで定めている例としては、

<長岡技術科学大学>

なお、ロイヤリティ収入の配分や不実施補償等に関する事項については、個別の契約で定める。」（共同研究、受託研究に伴う権利の帰属とライセンスについて）

<岡山大学>

ロイヤリティの配分、不実施補償等に関する事項は、個々の契約で定める。

4) 改正の方向

前述のように、本学知的財産ポリシーは、「共同出願等によって生じた共有の権利の本学持分に対する不実施補償について、本学は他の共有権者と協議のうえ定めるものとする。」としているが、共有者の義務となる不実施補償について定める際には共有者との協議が必要なことは当然であり、方針（ポリシー）があるとなれば、不実施補償について何らかの内容を「定める」ことを方針としたと解するほかないと思われる。

しかし、協議の形式さえ踏めばどのように定めるのも自由であればほとんど規定する意味がない。可能な限り不実施補償を求める旨をポリシーにおいてより明確に打ち出す必要がある。

大阪大学のように、共有とする場合には、持分に応じ実施による収益の一部の分配を受ける旨契約することを原則とする方針を明確に記述するべきであると思われる。

その場合の問題点として、共同研究実施前の共同研究契約の締結段階において不実施補償の条項を要求されるのであれば、企業は共同研究を本学ではなくそうした条項を要求しない別の大学と行うというリアクションをとるので困るのではないかという点が挙げられる。

そこで、戦略として共同研究契約時においては不実施補償に対する対応をペンディングにして、共同発明が生じた時点で「不実施補償条項を認めないのであれば大学は出願しない」として企業と交渉することは考えられる。共同発明の出願は必ず共同発明者（またはその承継人）が全員で行わなければならないことから出願を必要と考える企業はこの点を突かれると困り、不実施補償条項を認めるという譲歩をすることは十分考えられる。現行のポリシーの規定はこのような配慮のもとに規定されたものかもしれない。

しかし、この対応は公正性の点で影の感じられるものである。企業側の前述のようなり

アクションは考えられるが、それに対しては研究能力の高さをもって対抗するべきであり、知財ポリシーとしては、不実施補償の要求原則を打ち出すべきではなかろうか。

因みに、共有企業が実施しない場合の問題については、ポリシーに記載する必要はなかろうが、運用としては以下の東北大学のように大学持分の譲渡あるいはライセンスを認めるか、大学の持分を買い取るか、いずれにするかを出願時に企業に選択させることを原則とする旨定めるべきであると思われる。

大学持分のライセンスを認めさせることに関しては、山口大学の共同研究契約書雛型のように、共同研究の相手方又はその指定する者に優先的実施権を付与し、付与の日から一定期間を経過しても正当な理由なく実施しないときはそれ以外の者に対して実施権を許諾することや持分を譲渡することができるのであれば、企業側も受諾しやすいであろう。ただし、大学持分の共同研究相手方以外の者に対するライセンスや持分譲渡は一般的には容易ではないと考えられ、結局は出願費用等を回収できない危険が大きい。したがって、交渉においては、実施されない可能性が高い場合には大学としては順序としてまず持分の買取を求めるべきであろう。なお、その際、前述のように、当該発明を用いた研究が特許侵害になるケースが発生しないように、発明者の教員によるその発明を用いたすべての研究行為は無償で許諾する旨を研究実施契約で定めるべく交渉すべきであろう。

なお、知的財産を共有した場合の特段の契約による収益の分配を「ライセンス料」と呼ぶのは、「ライセンス料」という用語を「実施許諾に対する対価」の意味で使うのであれば、正しくないと思われる。そうであれば、ポリシーの用語も、VIのタイトルから「ライセンスと」を削除し、1項、2項のタイトルの「とライセンスの考え方」は削除するべきであろう。

<東北大学（共有特許の実施と出願費用負担等に関する考え方）>

本学では、共同研究等で創出された発明の権利化・活用について、企業と大学双方にとってあまり多くない「不実施補償」論議を回避するために、次のような選択肢を用意して、企業側と協議のうえ選択する仕組みとなっています。

<共有特許出願時点で、次の4項の内のいずれかを選択する>

1. 譲渡
企業が大学持分の有償譲渡を希望
2. 独占実施
企業が大学持分について有償での専用実施権、独占的通常実施権、または、再実施許諾権つき独占実施権を希望
3. 非独占実施 (1)
企業が当該発明等を非独占実施により、当該発明が実施企業の事業に貢献することが見込まれる場合、又は貢献した場合、当該企業が大学に対して実施料を支払う。この場合で大学が第三者に非独占的に実施許諾する場合、予め企業の同意を得るものとします。
4. 非独占実施 (2)
企業が上記のいずれをも希望しない場合、企業及び大学は実施料を支払うことなく実施できます。この場合、大学は（企業の同意を要せず）第三者、または、大学もしくは大学の職員の関与により起業化された法人等に大学の持分を譲渡し、又は通常実施権を許諾することができ、これを大学における実施とみなします。

以上4項において、出願等費用負担は、1～3は全額企業側、4は持分比率負担とします。

4. 共同研究実施規程、受託研究取扱規程、共同研究契約書雛型及び受託研究契約雛型について

(1) 共同研究実施規程及び共同研究契約雛型について

1) 定義

第2条（用語の定義）と第7条（共同研究における発明等の取扱い）に関し問題がある。

本規程の「知的財産権」の定義では著作権法に規定する著作権がすべて含まれるとされており、職務発明取扱規程第2条第6項に定義する「知的財産権」では著作権は「著作権法第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10条の3に規定するデータベースに係る著作権法に規定する権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利」に限定しているのに比べ、広い。一方、本規程の第7条第2項では「共同研究において発生した第2条に規定する知的財産権は、当該共同研究に参加した法人に属する者又は共同研究者に属する者が単独で行った発明等であると認められるものを除き、共同研究者との間で共有するものとし、具体的な取扱い等に関しては、共同研究契約書において定めるものとする。」とされているので、このような広い定義では問題が生じる。

本学で共同研究実施規程における知的財産権の著作権の範囲をこのように広くした理由は不明であるが、他の殆どの大学では知的財産の取扱は共同研究契約に委ね、共同研究契約雛型ではプログラムの著作物とデータベースの著作物に限定している。共同研究で発生した学術論文や教育用資料などの著作物の著作権がすべて共同研究者との共有になるとすることは問題であり、共同研究実施規程で言う「知的財産権」も技術移転に適したものに限るのが適当と思われる。したがって、職務発明取扱規程における定義に合わせ、「この規程において『知的財産権』とは、職務発明規程第2条第6項に規定する知的財産権をいう。」と規定するべきであろう。

2) 共同研究実施の要件

i) 本学の規定振り

共同研究実施規程第3条は共同研究を行う場合は、次に掲げる条件を満たすものとするとし、①共同研究が国立大学法人法第22条に定める業務のいずれかに該当すること、②中期計画の範囲の研究であること、③実施することが合理的かつ効果的なものであること、④実施により法人の他の業務に著しい支障を及ぼすものでないこと、⑤費用の分担等が合理的なものであること、を条件として掲げている。

ii) 他の大学の規定振り

<北海道大学（共同研究取扱規程）>

民間機関等との共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究

に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

<北見工業大学（共同研究取扱規程）>

民間等との共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を来すおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

<東京農工大学（共同研究取扱規程）>

学長は、共同研究の受入れに当たって、当該研究等が本学の教育研究上有意義であり、かつ、次の各号の一に該当するものについては、共同研究として取り扱うものとする。

一 本学研究者の本来の職務と関連を持つもの

二 その他学長が必要と認めるもの

2 学長は、前項の規定にかかわらず共同研究の受入れに当たって、次の各号の一に該当する場合は、受入れをしないことができる。

一 研究等が本学の教育研究上支障を生じるおそれがあると認められるもの

二 申込者の社会的な立場や信用度に問題のあるもの

三 その他学長が適当でないとして認めるもの

<千葉大学（共同研究取扱規程）>

共同研究は、その内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

<大阪大学（共同研究規程）>

大阪大学において、共同研究を実施する場合は、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、行うものとする。

(1) 共同研究が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第3号に定める業務に該当すること。

(2) 共同研究を実施することが大阪大学の研究教育にとって合理的かつ効果的であること。

(3) 共同研究を実施することにより大阪大学の他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと。

<山口大学（共同研究取扱規則）>

共同研究は次の場合に限り実施できるものとする。

(1) 本法人の自主性・主体性の下に、優れた研究成果が期待できるとき。

(2) 本法人の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められるとき。

<九州大学（共同研究規則）>

代表部局長は、前条の申請があった場合には、当該共同研究の内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ、業務遂行上支障がないと認められるときに限り、受け入れの決定を行うものとする。

<東京大学（共同研究取扱規則）>

(受入れ基準について定める条項はない。)

iii)改正の方向

「教育研究上の支障がない」という要件はほぼすべての大学で取り入れられているようである。本学の規程は「国立大学法人上の業務範囲内であること」を加えている点で大阪大の規定に似ているが、本学では加えて、「中期計画の範囲内ということ」と、「費用の分担等が合理的であること」の二点を加えている。

「国立大学法人法上の業務範囲内である」という要件に関しては、多くの大学で見られる「教育研究上有意義である」という要件が満たされるものは当然国立大学法人法上の業務範囲内であると考えられ、また、国立大学法人法第 22 条は業務範囲として共同研究や受託研究の教育研究活動の範囲を定める文言を置いていないので、国立大学法人法に言及せずとも「教育研究上有意義である」という要件を付せば足りると思われる。

「中期計画の範囲内」の要件については、中期計画では実践的な研究活動や地域社会への成果の還元が重視されているので、それ以外の基礎研究等が排除されることが妥当かどうかを検討されるべきであろう。思うに、中期計画で重視する実践的な研究活動等がなされていて更に余力がある場合にそれ以外の研究を行うことなどを一切排除するのは狭すぎるように思われる。また、中期計画で重視する実践的な研究活動を行っている過程で中期計画の範囲を超える他の研究に使うと大きな発展可能性のある発明が生じる場合などもありえないわけではないであろう。このような場合に共同研究を更に実施する可能性を全く排除するのはいかがなものであろうか。したがって、実施要件を定める規程の記述としてはある程度弾力性を持たせた規定にとどめるのが妥当と思われる。

「費用の分担等が合理的」の要件については、規程の共同研究の費用分担を定める条項において、「民間機関等は直接経費を負担し、大学は施設設備を供するとともにそれらの維持管理等に必要な経常経費を負担する」とするのが一般的であるが(北大、東大等多数)、本学の共同研究実施規程ではかかる規定はなく、弾力性を持たせていることから加えられた要件かと思われる。ただ、抽象的な基準であるので何が合理的かの判断基準を決めなければ適用はきわめて難しいであろう。削除しても問題はないと思われるが、この費用に関する要件を入れるのであれば、費用の分担だけでなく、費用総額の合理性にも言及すべきではなかろうか。

なお、本学の受託研究取扱規程は、受入れ基準として「受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。」としており、共同研究実施の要件のような詳細な定め方はしていない。本学の場合、共同研究と受託研究の区別は、受入れ基準や研究の実態により区別するというよりも、公的団体の依頼による研究は受託研究、私企業からの依頼による研究は共同研究として取扱う傾向にあり、民間においてはほとんど研究らしい研究が実施されないような、本来の共同研究の概念からは遠く、むしろ受託研究に近いものまでが共同研究として実施されている実態があるように思われる。それらは「共同研究として実施す

ることが合理的かつ効果的」といえるのか（受託研究として実施する方が合理的でないのかどうか）を検討する必要があるように思われる。

3) 共同研究費用

共同研究実施規程第4条第2項第7号に共同研究に要する費用の分担が挙げられているが、どのような経費が「共同研究に要する経費」で、それらをどのように分担するのかについては何も書かれていない。他の大学の規程を見ると、共同研究では民間機関等は直接経費を負担し、大学は施設設備を供するとともにそれらの維持管理等に必要な経常経費を負担するとするのが一般的であり、直接経費の内容についても、「甲（大学）の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額、並びに甲の規則により定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの」（東大）のように具体的に記述している。「研究料」についても本学では規程や共同研究雛型において内容を記述していないが、他大学では「共同研究員を受け入れる費用で、甲の規則によるものの額に消費税及び地方消費税を加算したもの」（東大）のように具体的に記述している。

本学でも受託研究取扱規程においては負担経費の内容について記述されており、共同研究実施規程にその記述がない理由がわからない。なお、本学では、既述のように、共同研究については実施要件として「費用の分担等が合理的」が挙げられているが、費用の積算の合理性、分担の合理性が提出書類上ほとんど審査できるようになっておらず、起案文書においても附属書3（6条関係）において「直接経費」、「研究料」として大学及び民間等の納入金額が書かれているだけで、経費面の合理性のチェックは事実上ほとんどなされていないのが実態と思われる。利益相反状況の情報把握の際にも民間から納入された合計金額が聞かれるだけの実態である。この点、自由度が高く使い勝手が良いものの、透明性は十分ではないように思われる。疑惑が生じやすい民間との関係が、その恐れのない受託研究による多くの公的機関との関係の場合よりも、チェックが緩いシステムになっているのは問題があるのではなかろうか。

山口大学では以下のように弾力性を与えつつ詳細に定めており、参考になると思われる。

<山口大学（共同研究取扱規則）>

第4条 共同研究に要する経費は、次により取り扱うものとする。

- (1) 本法人は、共同研究を行うに当たって、その施設、設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設、設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担するものとし、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合には、予算の範囲内において、次号に規定する直接経費の一部を負担することがある。
- (2) 本法人は、共同研究の遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料等の直接的な経費（消費税相当額を含む。以下「直接経費」という。）及び直接経費以外に必要な経費（消費税相当額を含む。以下「間接経費」という。）の合算額を外部機関等から受け入れるものとする。

る。この場合において、間接経費は、直接経費の8パーセント以上に相当する額とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- (3) 共同研究員の研究指導料の額（消費税相当額を含む。）は、1名につき年額420,000円とし、月割計算はしないものとする。ただし、同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の共同研究員に係る研究指導料は、改めて徴収しない。

4) 研究成果の通知及び公表

本学の共同研究実施規程第14条は研究成果の公表は相手方の同意を要する旨規定し、具体的な取扱いは共同研究契約書に委ねている。共同研究契約書雛型の研究成果公表に関する記述は非常に簡単である。研究期間中は共同研究の相手方以外の者に研究成果を知らせる場合は相手方の同意を得るものとし、研究期間終了後は研究成果を公表するものとするが、公表に当っては公表する研究成果の内容、公表方法等に関して協議し、書面によって確認した上で公表するものとしている。

他大学の例を見ると、東大、東京農工大、山口大では、研究完了ないし中止後一定期間以降（東京農工大6ヶ月以降、東大は定めなし、山口大3ヶ月以降）はノウハウ秘匿義務、秘密保持義務を遵守した上で研究成果の公表ができる（この期間は相手方の同意を得て早め得る。）が、公表しようとする日の一定期間前（東大、東京農工大、山口大ともに30日前）までに、その内容を相手方に書面で通知し、相手方の了解を得る必要のあること、通知を受けた相手方は、公表により利益が侵害されると判断する場合には一定期間（山口大10日、東京農工大14日、東大15日）以内に公表内容の修正を求めることができ、公表希望当事者は相手方の同意なく利益が侵害されると通知を受けた部分の公表ができないこと、研究完了ないし中止の日から一定期間経過後（東大1年、東京農工大2年、山口大3年）はこのような通知を行うことなく公表できる旨が定められている。

本学においても、公表間際になって紛糾しないよう、あらかじめこのようなルールを契約の中に盛り込む必要があると思われる、雛型において書き加えるべきであると思われる。

5) 独占的实施権の付与

共同研究実施規程第8条は「法人は、共同研究者又は共同研究者の指定する者が知的財産権に係る独占的实施権の付与を希望する場合には、一定の期間、その権利を付与することができるものとし、具体的な取扱い等に関しては、共同研究契約書において定めるものとする。」としている。

共同研究契約書雛型は第9条で、出願の日から5年を超えない範囲内で独占的に実施させることができるものとする、とし、同第10条では、独占的实施権を付与された者が、当該特許発明を独占実施期間の第2年以降において、正当な理由なく実施しないときは、第三者に対して当該発明の実施を許諾できるものとする、と規定している。

共同研究の結果発明が生じる場合には、①大学職員が独自に発明を行う場合、②相手方企業の職員が独自に発明を行う場合、③大学職員と相手方企業の職員が共同して発明を行う場合がある。相手方企業は、②の場合には企業職員の権利を承継すれば独占実施できるのは勿論であるが、共同研究実施規程第 8 条は、①及び③の場合でも、相手方企業は大学に対し独占的実施権の付与を希望して独占実施できることを規定していると一応解される。

①の場合、この条項は相手企業が共同研究実施規程第 8 条により独占実施を希望する旨の申込みを行った場合には、大学は大学が単独で有する知的財産権について第三者に専用実施権の設定や通常実施権の許諾を行わないことを契約するものであり、大きな意味がある。

③の場合では、どのような意味を有するものであろうか。共有する企業は量的な限界なく大学の同意を得ることなく自ら実施できる。大学も同様に量的な限界なく相手企業の同意なく実施できる。実施内容に持分による制限はない。規程第 8 条は、相手企業が、独占実施を希望する旨の申込みを行った場合には、大学は一定の期間、その権利を付与し、この間は大学の持分について第三者に専用実施権の設定や通常実施権の許諾を行わないことを契約するものであるが、第三者への専用実施権の設定や通常実施権の許諾には特許法第 73 条により他の共有者の同意が必要であり、このような契約がなくとも企業は専用実施権の設定や通常実施権の許諾への同意を拒否すれば大学が自己実施しない限り独占実施できる。大学は、研究の一環として実施する以外は営利目的の実施は通常は行わないため、企業はこれらの同意を拒めば目的を達成できるものであり、（譲渡にも同意が必要であるから、同意を拒めば実施されることはない。）この条項の意味は独占権の付与段階ではあまりない。意味を持ってくるのは、共同研究契約書雛型第 10 条により当該特許発明を独占実施期間の第 2 年以降において、正当な理由なく実施しないときは、第三者に対して当該発明の実施を許諾できるものとする、と規定しているところにおいてである。特許法第 73 条の同意においてはこのような文言はなく、共同研究契約書雛型第 10 条の存在の意味は大きい。

ただし、共同研究実施規程第 8 条は上述のように、①、②、③の場合が考えられる記述になっているが、それを受けた共同研究契約書雛型第 9 条は「研究成果に係る共同発明につき甲及び乙が持分を共有する特許発明を、乙が乙又は乙の指定する者に実施させようと甲に申し出たときは、」としており、③の場合に限った規定になっている。因みに、本学の受託研究契約書雛形第 17 条においては大学に承継された知的財産権を委託企業に優先的に実施させることを定めており、共同研究契約書雛型第 9 条が①の場合を除いた規定になっているのは合理性がないように思われる。他大学においても、①、③の両方について規定している。

なお、共同研究契約書雛形第 10 条は、甲（大学）、乙（会社）について、

2 甲又は乙は、前条の規定により独占的実施権を付与した者が、当該特許発明を前条に

定める実施の期間の第2年以降において、正当な理由なく実施しないときは、前条の規定にかかわらず、第三者に対し、当該特許発明の実施を許諾することができるものとする。

としているが、第9条は「独占的实施権」を「甲及び乙が共有する特許権について、甲が乙又は乙が指定する者以外には実施の許諾を行わない独占的な権利をいう。」と定義しており、甲（大学）の持分についてのものと考えられるので、「甲は」とするべきであろう。

山口大学（共同研究契約書（案））も、甲（会社）、乙（大学）について、
（優先的实施）

第16条

3 前二項の規定にかかわらず、甲又は甲の関連会社が、独占的な実施期間中、知的財産権の出願の日から5年経過後においても実施又は実施の準備をしないときは、甲又は甲の関連会社が有する独占的仮通常実施権若しくは権利化後の独占的通常実施権又は独占的な実施権は消滅するものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第17条 乙は、甲又は甲の関連会社から乙単独所有又は共有に係る知的財産権について、選択期間中独占的な実施権の申し込みがなされなかった場合、前条第3項に規定する仮通常実施権若しくは権利化後の独占的通常実施権又は独占的な実施権が消滅した場合及び独占的な実施期間が終了した場合は、自ら、又は乙が指定する技術移転機関に委託して第三者に仮通常実施権若しくは通常実施権を許諾することができるものとする。

としており、大学についての規定となっている。

6) 独占的実施権の付与申入れにかかる選択期間の導入問題

独占実施権付与の申入れに関しては、選択期間を設けている大学があるが、本学には選択期間の定めはない。

定めのある大学の例を挙げると、

<山口大学（「共同研究契約書（案）」）>

（優先的实施）

第16条 乙は、第14条第2項の規定による、乙単独に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く）について、出願の日から30日以内又は、審査請求の期限前60日から30日までの期間（ただし第17条第1項の規定に基づき、第三者に実施許諾又はその手続中である場合を除く）（以下「選択期間」という）に甲又は甲の関連会社（甲の子会社又は親会社をいう：以下の各条において同じ）から、文書により独占的仮通常実施権の申し込みがあった場合には、実施許諾するものとする。

2 乙は、第14条第3項の規定による、共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く）について、選択期間中に甲又は甲の関連会社から、独占的に実施したい旨の申

し込みがあった場合には、第三者には実施許諾できないものとする（以下、この期間及び前項における独占的仮通常実施権の付与期間を併せて「独占的な実施期間」という）。

- 3 前二項の規定にかかわらず、甲又は甲の関連会社が、独占的な実施期間中、知的財産権の出願の日から5年経過後においても実施又は実施の準備をしないときは、甲又は甲の関連会社が有する独占的仮通常実施権若しくは権利化後の独占的通常実施権又は独占的な実施権は消滅するものとする。

< 千葉大学（共同研究契約書） >

（共有知的財産権の取扱い）

第15条 乙は、第12条第4項の規定により甲と乙が共有することとなった知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）の取扱いについて、当該共有知的財産権の出願後原則180日以内（共同出願等契約において、別に期限を定めた場合は、その期限による）に、次に掲げるものから一つを選択できるものとする。

- 一 甲の持分の譲渡を受ける
- 二 独占的な実施権の付与を受ける
- 三 非独占的な実施権の付与を受ける
- 四 設定登録時まで選択を保留する

2 甲及び乙は、乙が前項各号のいずれかを選択したときは、選択した取扱いに関する条件等について協議の上、別途決定するものとする。

3 甲及び乙は、乙が第1項各号のいずれも選択しないときは、当該共有知的財産権について、自由に第三者に持分譲渡又は実施許諾できるものとする。

選択期間の規定がなくても、相手方企業はいつでも独占実施の希望を出せるので不都合はない。すなわち、相手方企業の同意がないかぎり大学は他の企業に独占実施を許諾できないので相手方企業としては他の企業に先を越される心配はない。一方、大学としては共同研究相手方企業が独占実施を希望するのかもしれないのかがはっきりしないと、実施希望の第三者を探す行動に移れず、不都合である。すなわち相手方企業が実施権を付与されていつまでも実施しない場合には契約書第10条第2項により第2年以降は大学は第三者に許諾できるが、実施権を付与される以前の段階で実施権付与を希望するかどうかを企業がいつまでも決めないままでいられると、相手方企業が第三者への許諾の同意もしない場合、大学としては打つ手がなくなる。このような不都合を回避するためには、上記のような選択期間を定める必要がある。期間については、山口大は限定的で短く、千葉大は長い、大学としてはあまり長期にわたるようになるのは有利でない、出来るだけ短く契約条項を取決めるべく企業と交渉するべきであろう。したがって契約雛型としては山口大の規定が妥当と思われる。選択事項としては、独占実施に限る必要はないと思われるので明確に

千葉大のような選択肢を示す規定方式が適当と思われる。

選択期間中に選択しない場合、千葉大学は「自由に第三者に持分譲渡又は実施許諾できるものとする。」としている。なお、本学の共同研究契約書雛型は独占的实施を申し出、独占的实施権を付与されながら正当な理由なく実施しない場合、「第三者への実施の許諾」ができることのみ規定しているが、持分の買取要求や第三者への譲渡についても規定するべきであろう。なお、買取や第三者への譲渡の場合、後述の 9) (39 頁) に記載の問題があるので、発明者による特許法第 69 条に包含されない諸研究が行えるよう契約において定める必要がある。

7) 共同研究実施規程、受託研究取扱規程、共同研究契約書雛型及び受託研究契約雛型における規定の不整合問題

受託研究取扱規程は 16 年 4 月 7 日に、共同研究実施規程は 16 年 7 月 22 日に施行されている。全般に受託研究取扱規程の方が簡潔であるが、受託研究取扱規程の方が詳しく記述している点もあり、整合の取れていない点が散見される。

受入れ基準（受託研究）、実施の要件（共同研究）に違いがあることは前述した。これには何らかの理由があるのかもしれないが、本来共通であるべきと思われる知的財産権の定義も共同研究実施規程は非常に詳しく規定しているのに対し、受託研究取扱規程はわずか 2 行の簡潔な規定になっている理由は理解しがたい。経費については、前述のように受託研究取扱規程は経費の内容を記述している（第 4 条）が、共同研究実施規程にはそれがなく、すべて契約に委ねている。共同研究実施規程に規定がある知的財産の取扱いに関する条項及び秘密保持に関する条項は受託研究取扱規程にはなく、書かれていない事項については学長がその都度定めることとされている（第 12 条）。他大学には、知的財産の取扱いに関する条項及び秘密保持に関する条項を受託研究取扱規程に含む例があり、本学においても受託研究契約書雛型にはこれらに関する条項がある。なお、規定されていない事項の取扱いについては、本学の場合、受託研究取扱規程第 4 条には「学長と委託者が協議して定める」、第 11 条には「学長は、…委託者との間でこれを定める」との規定があり、それ以外のことは形式的には「学長がその都度定める」ことに含まれるとの立場と解釈せざるを得ないが、「学長と委託者が協議して定める」と「学長がその都度定める」には厳密には相手方との協議を要するか否かの違いがあり、受託研究契約書雛型との整合性においてやや問題がある。

雛型レベルでも共同研究契約書雛型と受託研究契約書雛型の規定の内容に違いがある。

(1) 共同研究契約書雛型は知的財産権については特許権について規定し、14 条で他の実用新案権等の産業財産権に準用している（半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利については規定がない）が、受託研究契約書雛型は第 1 条に定義規定を置きこれらを規定している。秘密保持の条

項にも規定の内容に違いがある。例えば共同研究契約書雛型では秘密保持条項の有効期間は契約締結後5年間であるが、受託研究契約書雛型では「本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後10年間とする」としている。研究成果の公表に関しても、共同研究実施規程は、前述のように簡単な条項により共同研究契約書に委ね、共同研究契約書雛型は期間等に触れない簡単な条項を設けているが、受託研究取扱規程は、研究成果の公表の時期、方法については、学長は研究担当者と協議の上、委託者との間でこれを定めるとし（第11条）、受託研究契約書雛型は期間を設け（研究完了後2ヶ月以降、公表の30日前までに通知、10日以内に修正等要求、研究完了後10年間経過後は公表に通知不要）詳しく規定している。また、知的財産の出願、活用等についての条項にも前述のように違いがある。

このような差異は、その存在理由があるものは別であるが、そうでないものはその合理性の説明が困難であり、統一するべきであろう。

8) 指定技術移転機関の利用の問題

共同研究実施規程第11条は、「法人は、知的財産権の実施又は譲渡を行うとき、原則として指定技術移転機関を利用するものとする。また、その利用に際し、指定技術機関に対して、共有している知的財産の専用実施権等を設定し、又は法人の持分を譲渡することができる。」とし、第2項ではその場合、譲渡契約書において権利義務を定める旨を規定している。

TLOの利用の原則を定めたものであるが、北海道においてTLOは北大のものしかなく、必ずしも十分でない現状からすると、TLOを利用することを原則とするのは行き過ぎではなかろうか。実際の運用においてもTLOを使った技術移転のケースはこれまでのところ生じていない。

9) 大学による実施の問題

大学は基本的には知的財産権を用いて営利活動を行うことはなく、その意味で実施をすることはないが、特許技術を使用して色々な研究を行うことはある。

特許法69条は、試験又は研究のためのみに使用するものは特許権の侵害にならないとしている。しかし、平成15年の特許庁の見解によれば、大学の試験研究も、一定の条件を満たした研究以外は特許侵害になる。

すなわち特許権の侵害にならない研究とは

1. 第三者特許の改良を目的とした試験又は研究
 2. 第三者特許の効果や副作用等を確認するための試験又は研究
 3. 第三者特許の特許性（特許の審査）に納得がいかないため、本当に特許を得る条件が満たされているかの確認のための試験又は研究
- である。

したがって、以上に該当しなければ、たとえ発明者の教員の研究であっても、特許権の

侵害となるので、企業のみが出願者となるのであれば、発明者の教員の研究行為は契約で継続できる旨を定めておく必要がある。

しかしながら、本学の共同研究契約や受託研究契約にはこの点に配慮した記述はない。

<他大学での規定振り>

<東京大学>

甲は、研究成果を、第25条のノウハウ秘匿義務及び第29条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のために無償にて使用することができるものとする。

2 甲に属する発明者又は成果有体物の製作者は、甲の所属を離れた場合であっても、研究成果を教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利機関に限る。）で実施することができるものとする。

<山口大学>

（国立大学法人山口大学における公的資金による研究から得られた知的財産権の通常実施権の許諾に関する規則）

第3条職員等は、本法人の所有する公的資金による知的財産権を、何ら制限を受けることなく自由に利用することができる。

<改正の方向>

教員が発明人である発明について、企業のみが出願人となる場合、その発明に関する教員の上記1. から3. に該当しない研究はライセンス料を払わないと出来なくなる可能性があり、また、大学帰属の知的財産を教員が利用することについても規定が必要なので、無償でいかなる研究を実施することもできるように契約することを原則とすることと、法人内では法人に属する発明者又は成果有体物の製作者は、法人の所属を離れた場合であっても、研究成果を教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利機関に限る。）で実施することができるものとする旨を知的財産ポリシーで述べるか、共同研究実施規程、受託研究取扱規程に東大のような条項を置くべきではなかろうか。

5. 研究成果有体物取扱規程について

本学の知的財産ポリシーには研究成果有体物の管理については何ら記載されていないが、「国立大学法人帯広畜産大学における研究成果有体物取扱規程」（以下「取扱規程」という。）がその取扱及び活用について定めている。

この規程は 13 か条からなり、研究成果有体物の取扱いと研究成果有体物及びその情報の活用について定めている。

本規程に関し、問題点は以下の通りである。

(1) 研究成果有体物の範囲

平成 14 年 7 月 31 日付の文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長、大臣官房会計課用度班主査通知「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」は、研究成果有体物の管理について以下のように記している。

(2) 成果有体物の範囲

成果有体物の範囲は次の①から④に該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物である。（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く）

- ① 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- ② 研究開発の際に創作又は取得されたものであって①を得るのに利用されるもの
- ③ ①又は②を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
(例示)
 - ・ 材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）
 - ・ 試作品、モデル品

本学の規程は次のように定めている。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究成果有体物」とは、次に掲げるものであって、論文、講演及びその他の著作物等に関するものを除いたものをいう。

- (1) 研究の成果として、また、研究を行う過程において得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、糖鎖、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。）、試作品、モデル品、実験装置等
- (2) 臨床等において得られた試料（細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。)
- (3) データベース、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体
- (4) データベース、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した紙記録媒体

他大学には次のような記載がある。

<名古屋大学>

(定義)

第2条

- 二 この規程において「成果有体物」とは、職員等が本学の業務として創作又は抽出した試薬、試料（微生物、材料、土壌、岩石、植物等を含む。）、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等の研究目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの（論文、講演その他の著作物に関するものを除く。）をいう。
- 三 この規程において、成果有体物が増殖・繁殖可能である場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。

<東京農工大学>

(成果有体物の範囲)

第4条 成果有体物の範囲は次の各号に定める学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）とし、材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種等）、菌株、実験動物、試作品及びモデル品等とする。

- 一 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの。
- 二 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に定めるものを得るために利用されるもの。
- 三 前2号に定めるものを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの。
- 四 その他成果有体物とすることが必要と認めるもの。（他の著作物に関するものを除く。）をいう。

<京都大学>

(定義)

第2条

- (3) 「研究成果有体物」とは、研究者等が、本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得(以下「作製」という。)した材料、試料(遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等の生体成分等をいう。)、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。(ただし、著作物を除く。)

<北海道大学>

(定義)

第2条

- (1) 成果有体物 教育若しくは研究の結果又はその過程で得られた次に掲げるもので、有形、かつ、学術的又は財産的価値等のあるものをいう。

- ア 材料及び試料(試薬, 新材料, 土壌, 岩石, 植物新品種, 実験動物, 細胞, 微生物, ウイルス, 核酸, タンパク質等)
- イ 試作品, モデル品, 実験装置等
- ウ データベース, フローチャート, コンピュータプログラム, 文字, 記号, 音声, 画像, 図面等の各種情報を記録した電子又は紙の記録媒体等(論文, 講演その他の著作物を除く。)

<九州大学(知的財産取扱規則)>

(権利の帰属)

第22条 本学の職員等が創作又は取得した有体物(著作物を除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体物」という。)に係る権利は、原則として本学に帰属するものとする。

- (1) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (2) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号の有体物を得るのに利用されるもの
- (3) 前2号の有体物を創作又は取得するに際して、派生して創作又は取得されたもの

本学の規程の規定振りの第一の問題点は、「学術的・財産的価値その他の価値のある有体物」に限定する文言のないことである。価値あるものに限定しないと成果有体物は、多種多様なものが膨大に存在するため、事務的負担も膨大となり、管理すべきものも管理できなくなるおそれがある。「価値あるもの」に限定すると、これを誰がどんな基準で判定するのかの問題が新たに生じるが、全く限定を付さないわけには行かないと思われる。

業務との関連については、本学は「研究の成果として、また、研究を行う過程において」の限定をつけているが、いかなる研究なのかについては限定していない。京都大学は「研究者等が、本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の結果又はその過程において」との限定を加えており、職務発明の定義との整合を図っているものと思われる。発明が職務発明に含まれないような研究から生じた成果有体物までが大学の帰属になるとするのは広すぎると思われ、京都大学のような限定を付することは適当であろう。

一方、名古屋大学は「この規程において、成果有体物が増殖・繁殖可能である場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。」との号を加えているが、本学にも関係が深い部分と思われるのでこの見直し規定は加えることが適当であると思われる。

なお、本学の例示の仕方は千葉大学、金沢大学などと同じであり、何らかのモデルに沿ったものと考えられるが、九州大学などはこうした例示を示さない規定方法をとっている。どちらが良いかは俄には決しがたいが、あまり広範囲のものが入りうる規定方法よりも具体的なものをできるだけ例示し、判断の負担や管理の負担を減らす方が良いと思われるので現在の規定のままでよいと思われる。

(2) 法人帰属

本学の知的財産ポリシーには研究成果有体物の帰属に関する定めはないが（他大学では定めを置いている大学もある）、研究成果有体物取扱規程第 3 条は、共同研究の成果等が生じ契約によって相手方への譲渡が定められている研究成果有体物、教員等の前所属先から個人所有として譲渡もしくは認定された研究成果有体物、国等委託の研究開発で契約により委託元が定められている研究成果有体物、その他特段の定めがある場合を除き、法人に帰属する旨規定している。なお、管理については取扱規程第 4 条はその教員が行うものとしている。一方、職務発明規程は「職員等が行った職務発明は、別段の定めがない限り、原則本学に帰属するものとする。ただし、本学がその帰属の必要がないと認めたときは、職員等に帰属させるものとする。」としている。

ここで研究成果有体物取扱規程が「研究成果有体物が法人に帰属する」という場合の法人に帰属する権利の内容は、物の所有権と考えられるが、職務発明規程により物にかかる知的財産権を法人が承継せずに教員帰属になった場合には、物自体は法人に帰属するので、その実施に物が必要な場合には問題が生じる可能性があると思われる。

他大学には例は見出せなかったが、研究成果有体物取扱規程第 3 条の研究成果有体物が法人に帰属しない場合の列举に「職務発明規程第 3 条第 1 項ただし書により職務発明が職員等に帰属する場合」を加えるべきではなかろうか。

(3) 研究成果有体物の管理

平成 14 年 7 月 31 日付の文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進長、大臣官房会計課用度班主査通知「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」は、研究成果有体物の管理について以下のように記している。

(1) 成果有体物の管理方法

成果有体物は国の帰属とすることから、その管理は物品管理法、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律その他の関係法令に基づく適切な管理が必要である。一方、成果有体物は、多種多様なものが膨大に存在するため、事務的負担も考慮し、その性質や財産的価値に応じて、物品管理関係法令を踏まえつつ合理的に管理することが必要である。

(2) 成果有体物の管理体制

❶ 成果有体物の管理は、各有体物の性質等を考慮し、適切な管理体制のもとで行う必要がある。成果有体物の管理体制には例えば以下の考え方により、物品管理官のもとで管理するもの（機関管理）のほか、研究開発を行った研究者の責任において管理するもの（研究者管理）が考えられる。

（機関管理に該当する成果有体物）

備品的なもの、及び消耗品的なものであって特に学術的・財産的価値の高いもの、

その他全学的な観点等から組織として管理を行うことが適当と考えられるもの
(研究者管理に該当する成果有体物)

機関管理に該当する成果有体物以外のもので、研究試料、材料などの消耗品で、現
に研究開発を行った研究者において適切に供用・保管されているもの

- 成果有体物の保管、提供その他管理に係る実態的な取扱は、研究開発を行った研
究者が専門的な知見を有し、適切な管理・保管方法に熟知していることから、各
機関の責任のもとに、当該研究者が行うこととするのが適当である。

本学の研究成果有体物取扱規程は、管理について以下のように規定している。

(管理)

第4条 教員等の職務上の活動によって得られた研究成果有体物は、その教員等が適切に管
理するものとする。

2 学生等の職務上の活動によって得られた研究成果有体物は、その学生等に対して研究指
導を行っている教員等が適切に管理するものとする。

3 教員等が研究成果有体物に関する管理者の変更を希望する場合には、知的連携企画オフ
イス（以下「オフィス」という。）と協議の上、法人の他の教員等に管理者を変更するこ
とができる。

他大学の規定には以下のようなものがある。

<京都大学>

研究者等は、研究成果有体物を作製したときは、当該研究成果有体物の特性に応じて適
切に管理・保管し、又は使用しなければならない。

2 部局の長は、当該部局における研究成果有体物の管理について統括するものとする。

<名古屋大学>

職員等は、研究成果有体物を作製したときは、適切に管理しなければならない。

<東京農工大学>

(成果有体物の管理方法)

第7条 第3条の規定により、本学の帰属となった成果有体物は、多種多様なものが膨大
に存在するため、その性質や財産的価値に応じて、関係規定等を踏まえつつ合理的な体
制により管理する。

(成果有体物の管理体制)

第8条 前条に定める管理体制は、次の各号による。

- 一 特に学術的・財産的価値の高いもの、その他全学的な観点等から組織として管理を行
うことが適当と考えられるものについては、財産管理役に別紙1による届出を行い、
国立大学法人東京農工大学物品管理規程（以下「物品管理規程」という。）に基づき

管理（以下「機関管理」という。）する。

二 前号で定める機関管理による成果有体物以外のもので、研究試料、材料などの消耗品については、供用している研究者が、財産管理役補助者として、適切に管理（以下「研究者管理」という。）し、財産管理役に対して責任を負う。

2 前項第2号の規定による研究者管理の成果有体物については、提供に当たり事後に問題が生じないように、当該成果有体物の帰属や提供の相手方などを明確に記録すること。

<北海道大学>

部局の長は、前条の届出があったときは、当該成果有体物について適切に管理又は廃棄しなければならない。

<九州大学（知的財産取扱規則）>

（管理）

第23条 成果有体物の管理は、その性質及び財産的価値等に応じ、創作者又は創作者が所属する部局等の長が関連法令を遵守して行うものとする。

研究成果有体物の管理については、管理事務が膨大となり、頭の痛い問題になっている大学もあるようである。九州大学では、以下のように専らこれに当る組織を設置して対応している由である。

<九州大学（有体物管理センターホームページ）>

九州大学では、研究成果に基づく、有体物（研究材料等）を多く保有しています。たとえば、ナショナルリソースプロジェクトにおいて、日本のカイコ保存機関の拠点として、約500系統を維持・管理を行い、またイネでは1万以上の保存系統、変異系統を保有しています。また、ノックアウトマウス、各種の変異細胞系統、特殊な遺伝子群、解析データ、微生物（放線菌、乳酸菌、その他）、野菜系統なども、九州大学の長い歴史で積み重ねられ、作り上げられてきた遺伝資源ライブラリーを保有しています。2005年に以下の目的で有体物管理センターを設立しました。

設立の目的は、研究成果として得られた、多くの研究材料・遺伝資源等の有体物を、学内、学外へ公開し、多くの研究者に活用してもらい、大学内外の研究促進に寄与することです。また、大学の財産である有体物は、九州大学知的財産本部と連携し、きちんとした有体物移転契約に基づき、多くの有体物を各企業、研究者、研究機関等へ配布しております。多くの有体物を利用した共同研究等も推進して参りました。

今後さらに、九州大学内の研究者から、他の研究者にも活用可能な有体物を情報として、多く収集し、できるだけ沢山の方々に活用していただくために、有体物管理センターホームページを開設いたしました。

本学においては、管理事務が膨大になって対処に困るような状況には至っていないと思われるが、今後、前述のように管理するものについて「価値」による限定を付し管理の負担を減らすことや、東京農工大学のように「特に学術的・財産的価値の高いもの、その他全学的な観点等から組織として管理を行うことが適当と考えられるもの」については別に

機関管理とするなどの対応が検討される必要が生じることも考えられる。

(4)提供にかかる判断基準

研究成果有体物取扱規程第 8 条第 3 項は研究成果有体物の学術研究の目的等により外部から提供の要請を受けた場合における無償、有償、提供不可の判断基準を別に定めるものとしているが、本学においては未だ定められていない。

他大学では、以下のような例がある。

<大阪大学>

第6条 大阪大学は、次条に定める場合を除き、外部機関から成果有体物の提供を求められた場合は、原則として、提供先が非営利機関のときは無償で、営利機関のときは有償で提供することができる。成果有体物の提供に当たり、教職員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

第7条 教職員等は、成果有体物が次のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、公共の利益となる教育・研究の目的で提供されるときは、この限りでない。

- (1) 法令及び大阪大学の規程等に違反するもの。
- (2) 国及び大阪大学の定める倫理指針に違反するもの。
- (3) 外部機関の研究者が作製したもので、提供が禁止されているもの。
- (4) 個人の情報が特定され得るもの。
- (5) 臨床由来のヒト試料。

<大分大学>

第 8 条 法人が有体物を外部機関等へ提供するときは、当該外部機関等と有体物提供契約（別記様式第 3 号）を締結するものとする。ただし、大学等の公的試験研究機関に対し学術的な目的で提供する場合は、第 6 条第 2 項ただし書の学術利用における研究成果有体物提供届出書を届出ることにより、有体物提供契約の締結に及ばないものとする。

<九州工業大学>

(研究成果有体物の提供)

第 10 条 教育職員等は、第 12 条に規定する場合を除き、研究開発又は産業利用を目的として、本学の研究成果有体物を他に提供することができる。この場合において、教育職員等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ、相手方から承諾書を徴すること。
- (2) 当該研究成果有体物の作成に関わった者から文書による承諾を得ること。
- (3) 提供後、直ちに知的財産部門長へ報告すること。

2 知的財産部門長は、研究開発を目的とする本学の研究成果有体物を提供する場合は、提供先との間で研究成果有体物の取扱いに関する契約を締結後、無償で提供することが

できる。ただし、有体物の作成に必要な人件費、材料費、輸送費等の実費は収納するものとする。

- 3 知的財産部門長は、産業利用を目的とする本学の研究成果有体物を提供する場合及び前項の目的以外を目的とする研究成果有体物を提供する場合は、提供先との間で研究成果有体物の取扱いに関する契約を締結後、有償で提供するものとする。

<信州大学>

第11条 職員等及び学生等は、次条に定める場合を除き、研究、教育、社会貢献等を目的として、本学の成果有体物を他に提供等を行うことができる。この場合において、職員等及び学生等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 提供等の前に所属部局等の長に届け出て、承認を得ること。
- 二 あらかじめ、提供等の先から承諾を得ること。
- 三 当該成果有体物の作成に関わった者から承諾を得ること。
- 四 当該成果有体物の提供等が、法令、本学及び提供先又は貸与先の定めに抵触することなく、国、本学及び提供先又は貸与先の定める倫理指針に違反しないことを確認すること。
- 五 学生等が成果有体物の提供等をするときは、指導を受ける職員等の承認を得ること。
- 六 学術研究を目的として、提供等する場合は、無償で提供することができること。
- 七 産業利用及び収益事業を目的として、提供等する場合は、有償とすること。

<香川大学>

第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。

- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用(以下「直接費用」という。)があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。

<東京農工大学>

第11条 研究資料を提供する差異の対価は原則として、企業等に対しては有償とし、国又は学術研究機関等に対しては無償とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、研究試料の提供に際し、研究試料を調製するために必要な経費(送料を含む。)は対価に含ませ、又は対価とは別に徴収することができるものとする。

このように、他大学では提供不可のものについて例示している例はあるが、有償か無償かの判断基準は、「企業等か国または学術研究機関等か」、「学術研究を目的としているか産業利用及び収益事業を目的としているか」、「営利機関か非営利機関か」によって

いる。本学もこれらの基準で足ると思われる。これらの中では機関の属性によるよりも目的で分け「学術研究を目的としているか産業利用及び収益事業を目的としているか」で判断するのが妥当と思われる。なお、提供に費用の発生する場合があります、それらまで本学が負担するのはおかしいので、「当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用(以下「直接費用」という。)があるときには、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。」との文言も加えるのが妥当であろう。

(5)有償物の秘密保持

取扱規程第12条第1項は、成分、材質、化学式、塩基配列、作成方法、生成方法、設計方法、アルゴリズム、アクセスパスワード、その他知的連携企画オフィスが指定する情報をオフィス及び学内付与者を除く第三者に漏らしてはならない旨規定している。

他大学では以下のように、このような具体的な定め方はしていない。

<京都大学>

第11条 研究者等は、研究成果有体物に関して、以下の各号の一に該当する場合は、公表、開示又は漏洩してはならない。

- (1) 公表、開示又は漏洩することにより、本学を出願人又は申請者に含む特許出願等に係る特許権等(京都大学発明規程第2条で定義される「特許出願等」及び「特許権等」をいう。)を取得することができなくなるおそれがある場合
- (2) 本学及び研究者等が、外部機関との契約上、守秘義務を課されている場合

<大分大学>

第5条 職員等及び学生等は、成果有体物に関してその内容並びに当該職員等、学生等及び法人の利害に関係のある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、職員等が法人を退職した後又は学生等がその身分を失った後も適用するものとする。

<宇都宮大学>

第10条 教員等は、成果有体物に関し、その内容及び本学又は教員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、秘密を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、教員等が本学を退職等した後も適用する。

本学の場合、列記された情報及びオフィスが指定する情報以外は秘密保持義務が課せられないこととなるが、列記された情報以外にも経済的価値のある情報はありうるものであり、それらについても管理できるように他大学のように一般的な文言により規定をすべきであると思われる。

6. 職務発明規程について

本学職務発明規程は、職務発明とは「職員等が本学若しくは外部からの資金又は本学の施設、設備若しくは装置を使用して創出した発明等であって、発明等に至る行為が本学の業務範囲に属し、かつ、当該職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう」としている（職務発明規程 2 条 4 項）。

この問題の背景には、特許法 35 条第 2 項との関係で、職務発明以外の発明（自由発明）をあらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は専用実施権等を設定することを定めた契約、勤務規則等の条項が無効とされていることから、いたずらに職務発明の範囲を広げて制度を構築することには問題があることがある。

大学においては「業務範囲」や「職務」の範囲が明確でないことから、平成 14 年 11 月の「科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループの報告書は「大学から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明に係る特許権等のうち、研究成果の効果的・効率的な育成と活用推進の観点から各大学が承継すべき範囲をポリシーにおいて明らかにするべきである」としている。

本学の規程の前半「職員等が本学若しくは外部からの資金又は本学の施設、設備若しくは装置を使用して創出した発明等であって」はこの報告書前段を受けているものと思われる。しかし、後半に「発明等に至る行為が本学の業務範囲に属し、かつ、当該職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう」が追加されていることによって「業務範囲」や「職務」範囲を明確にしなければならない法的要請を惹起している。

<他大学の規定振り>

他の大学では、①上記前半のみを要件としている大学、②後半のみを要件としている大学、③両方を要件としている大学、④これ以外の独自の基準を設けている大学がある

②は前述のように特許法 35 条 2 項の規定に抵触する恐れがある。

①は大学や外部の研究資金か施設設備を使用しての発明に限ることになるが、問題はそれ以外の支援を得ての研究をすべて排除してよいかどうかである。具体的には兼業として外部の企業の資金でその企業の施設設備を使って行った研究で教員が発明を行った場合などは除外されることになろう。

東京農工大学の職務発明規程は「『職務発明等』とは、本学が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他の支援をして行う研究等、又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員等が行った発明等をいう。」としているが、このように「費用その他の支援」としてもう少し広げた規定振りが合理的であるように思われる。

7. 利益相反の問題について

(1)「利益相反ポリシー」の制定問題

1)「利益相反ポリシー」の必要性

本学においては「利益相反の防止等に関する規程」が制定されているが、「利益相反ポリシー」は制定されていない。しかし、文部科学省の「総合評価書『大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システム』評価結果」(2007.12)によれば、大学知的財産本部整備事業 43 機関中 42 機関(2007年4月現在)が利益相反ポリシーを整備している。文部科学省「平成20年度大学等における産学連携等実施状況について」によれば、国立大学等全体でも20年度も出に整備済みが87.8パーセント、21年度中に策定予定が7.3パーセントとなっており、国立のほか、私立、公立をあわせた大学等の値でも整備済み51.4パーセント、21年度中に策定予定17.2パーセントとなっている。本学においても早急に整備する必要があると思われる。

2)利益相反ポリシーに記載される内容

i)利益相反ワーキング・グループ報告書

利益相反ポリシーの事項の例としては、利益相反ワーキング・グループ報告書(平成14年11月1日 科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ)以下のように記述している。

1 大学の使命と産学官連携の位置づけ

- ・ 大学の使命・目的に対する基本的な考え方、大学としての理念
- ・ 社会貢献、産学官連携の位置づけ
- ・ 教育・研究活動と産学官連携活動の関係

等

2 産学官連携に関する基本方針

- ・ 大学にとっての産学官連携活動の意義
- ・ 産学官連携の基本方針
(リエゾン活動、共同研究、技術移転、インキュベーション等に関する大学の戦略・方針)

等

(→ 産学官連携の推進に取り組む大学においては以下の事項の検討が必要)

3 利益相反ポリシーの作成と公開

- ・ 利益相反に対応する目的、意義
- ・ 利益相反の定義
- ・ 大学のインテグリティと利益相反との関係
- ・ 対象者の範囲の明確化
- ・ マネジメント・システムの枠組み（例：金銭的情報の開示、具体的事例ごとの判断等）
- ・ 学内の責任機関・担当部署の明確化
（例：利益相反委員会、利益相反アドバイザー等）
- ・ 教職員の兼業に関する規定との関係の整理（責務相反）
- ・ 学内関係者への啓発の方針
- ・ 利益相反ポリシーの公開

等

4 利益相反マネジメントに関するルールの策定、体制整備

- ・ 教職員に開示を求める金銭的情報の種類・範囲
- ・ 教職員に金銭的情報を求める頻度（年1回、学期ごと等）や機会（新たな産学官連携活動に関与するような場合等）
- ・ 情報開示の様式の作成
- ・ 開示された金銭的情報を保管・管理する責任者の明示
- ・ 利益相反アドバイザーの配置
- ・ 利益相反委員会の構成、委員の選任方法
- ・ 利益相反委員会で審議すべき事例かどうかの判断基準
- ・ 利益相反委員会で対応方策を決するための判断基準
- ・ 利益相反委員会の決定に対する異議申し立ての手続
- ・ 教職員が利益相反委員会の決定に従わない場合の対応
- ・ 情報公開請求への対応
- ・ 学内関係者への啓発（セミナーの開催、ハンドブックの作成等）

等

ii)他大学の規定振り

各大学のポリシーの掲げる項目を挙げる。

<北海道大学>

1. 目的
2. 利益相反マネジメントの考え方
3. 体制
4. 情報の開示

<室蘭工業大学>

1. 利益相反マネジメントの基本理念
2. 対象者
3. 報告
4. 情報の取扱い
5. 組織
6. 説明責任
7. 啓発活動
8. 見直し等

<岩手大学>

1. 目的
2. 定義
3. 利益相反マネジメントの基本方針
4. 利益相反マネジメントの対象者及び判断基準
5. 利益相反マネジメントの体制
6. 利益相反マネジメントの手続き
7. 見直しの実施

<東京大学>

1. 目的
2. 利益相反ポリシーの基本的な考え方
3. 利益相反ポリシーのルール
4. 利益相反を防止し、対処するための体制

<東京工業大>

1. 基本的考え方
2. 利益相反状況への対応
3. 利益相反委員会
4. 関係部局等の協力
5. 個人情報及び企業情報への配慮
6. 本部以外の組織への業務の委嘱

7. 本ポリシーの見直し

<京都大学>

1. 利益相反ポリシーの背景と目的
2. 利益相反のカテゴリー
3. 利益相反に対する本学の姿勢
4. 利益相反を防止するための体制

<大阪大学>

1. 目的
2. 利益相反の定義
3. 利益相反への対応
4. 利益相反管理体制
5. 利益相反の対象となる職員
6. 自己申告すべき情報
7. 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て
8. 情報開示
9. 教職員等への啓発
10. 見直しの実施

<山口大学>

1. 目的
2. 利益相反と責務相反の定義
3. 利益相反・責務相反マネージメントの関する基本的考え方
4. 利益相反・責務相反マネージメントの対象
5. 利益相反・責務相反マネージメントに係る体制
6. 利益相反・責務相反マネージメントの手續及び方法
7. 臨床研究にかかる利益相反ポリシー
8. 見直しの実施

<九州大学>

1. 目的
2. 利益相反マネージメントの基本的な考え方
3. 利益相反の定義
4. マネージメント体制

iii) 私見—「帯広畜産大学利益相反ポリシー」試案

ポリシーは、以上の例に倣い、簡潔に記載すべきであろう。

ただ、ここでいくつかの留意すべき事項を指摘したい。なお、これは、一般的な見解ではなく、あくまで私見である。

まず、利益相反状況（利益相反行為があるのではないかと疑われる状況）と利益相反行為（利益相反問題の発生）を区別すべきである。

大阪大学が「産学官連携を成功させるためには、真理の追求を目的とする大学と利潤追求を目的とする企業とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、このような活動においては、大学または教職員等についていわゆる利益相反が生じうる。したがって、大阪大学の教職員等は、産学官連携活動を含む社会貢献を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。」としているように、産学官連携活動等を推進する過程で利益相反状況は不可避免的に生じるものである。利益相反状況の発生をすべて防止するのではなく、防止すべきは、「利益相反状況が生じた場合に、教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益を教育・研究という大学における責任よりも優先させるような行為を行い、教育・研究という大学の本来の利益を害すること」である。利益相反状況の発生まですべて事前に抑えようとする産学官連携活動に過度にブレーキをかけることになる。この両者を混用しないようにすべきであると思われる。

第二に、上記と関連するが、利益相反状況を生じたことについての情報提出を求める際に、利益相反状況が生じたことに対し非難するような文言が用いられるべきではなく、情報は広く得られるような制度設計や配慮をするべきである。これは利益相反の問題が生じることを未然に防止し、そうした問題が起きているのではないかとの学外からの疑いを払拭し、疑われた場合には個人ではなく大学として対応できるようにする、すなわち大学として広く情報を把握して本来の教育研究が害されないようにマネジメントするという制度の趣旨からもいえることである。

第三に、これと区別するべきは、利益相反の問題が生じ、あるいは生じる可能性が高い場合にこれを是正する措置を行う権限が利益相反委員会に与えられるが、その発動については要件を明確にするなど、教職員の私人としての利益が不当に侵害されないような制度構築が必要と思われる点である。従来、ともすればマネジメントの必要な状況把握の部分と是正措置発動の部分の考え方の違いが明確に区別されず、ともにケース・バイ・ケースで基準を作らず弾力的に対応するべきであるといった主張が多くなされているように思われるが、弾力的対応は情報把握と本来の教育研究が害されないように様々にマネジメントする部分に当てはまる議論であり、教育研究が害されることが確実であるとして是正権限を発動することについては別に厳格に考えるべきであると思われる。

以下に試案を示す。なお、これは本学の研究や社会貢献の基本方針や各大学の策定例を参考にしたが、上記私見（利益相反に関する留意事項）も踏まえており、その意味であくまでも私案である。

(基本的考え方)

- * 本学は、「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元することを基本方針とし、産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制（アライアンス）の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力を積極的に推進するが、社会との連携活動を進める上で、本学及び本学職員の本来的教育・研究を行う責務と産学官連携に関連した職員の個人的な利益が相対する状況が生じうるが、産学官連携に関連した職員の個人的な利益が本来的教育・研究を行う責務よりも優先され、社会的信頼を喪失しないように、利益相反状況を適切に管理する。

(利益相反マネジメント体制の整備)

- * 産学官連携に関連した職員の個人的な利益が本来的教育・研究を行う責務よりも優先されることないように利益相反マネジメントと職員の啓発のために必要な体制を整備するものとする。

(利益相反マネジメント)

- * 大学は、職員に利益相反マネジメントを適切に行うために必要な産学官連携に関し自己申告書による情報の開示を求め、利益相反が疑われる状況に適切に対処するとともに、必要な場合には利益相反行為を是正する措置を取るものとする。

(プライバシーの保護と説明責任)

- * 大学は、個人情報保護に配慮しつつ、必要な範囲で利益相反に関する情報を公開し、社会に対し説明責任を果たすものとする。

(2)「利益相反の防止等に関する規程」について

1) 定義

本規程第2条は「利益相反」の定義を規定しており、広義の「利益相反」で、次のものが当るとしている。すなわち、① 法人の中期計画等に定めた業務に関する方針と著しく異なる産学官連携及び知的財産活動を行うこと、② 教職員等として負うべき本務と著しく異なる産学官連携及び知的財産活動を行うこと、③ 教職員等として負うべき本務に専念する労働に対して産学官連携及び知的財産活動に専念する労働が著しく過大になること、④ 産学官連携及び知的財産活動における知的財産に関して、故意又は一定の条件の下での不作為により非知的財産化ならしめる行為を行うこと、⑤ 教職員等が、法人に属する学生が権利として有する教育授与の機会及び就職の機会に関して不利益が予測される産学官連携及び知的財産活動を行うことを強要することまたは強要を疑われる行為を行うこと、

を挙げている。

利益相反の定義で最も一般的なものは、利益相反ワーキング・グループ報告書（平成14年11月1日 科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ）が掲げるものであり、例えば、岩手大学利益相反マネジメントポリシーはこの定義に沿って以下のように記している。

「ア 広義の利益相反：

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念。

イ 狭義の利益相反：

職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態。

ウ 責務相反：

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態。

エ 個人としての利益相反：

狭義の利益相反の内、職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任との相反。

オ 大学（組織）としての利益相反：

狭義の利益相反の内、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任の相反。

なお、狭義の利益相反と責務相反の異同としては、どちらも大学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反、と区別される。本ポリシーでは、特段の表記がない場合には、広義の利益相反をいう。」

利益相反の核心部分は、本来の教育・研究という本務よりも産学官連携活動による利益を重視して教育・研究という本務を損なうことである。それが疑われるような状況を把握し、本務が損なわれないように必要な措置をとり、それでは不足でどうしても当該産学連携活動そのものを阻止しなければならない場合には是正勧告をするものだと考える。この見地からすると、本学の定義はマネジメントすべき対象としては狭すぎ、是正勧告の対象としては広すぎるように思われ、上記岩手大学のような規定が妥当と思われる。

2) 情報開示

本学規程は、① 産学官連携及び知的財産活動によって得られた所得、有価証券取引情報、② 産学官連携及び知的財産活動に係る兼業職及び給与所得、③ 産業界等からの資

金供与を挙げている。

しかし、まず、産学官連携及び知的財産活動の実施の有無に関する情報が掲げられるべきであろう。また、産学官連携及び知的財産活動による所得等、金銭情報を掲げているが、産学官連携及び知的財産活動の相手方等から動産、不動産を得た場合、減額されて動産、不動産を購入した場合、大きな経済的価値のある知的財産を譲渡された場合やライセンス収入があったなどが除かれるおそれがあり、金銭所得も家族名義の扱いの問題もある。列記が難しければ、少なくとも、「その他第4条第4項に定める利益相反委員会が指定する情報」を加えるべきであろう。

8. 今後基準の整備等が必要な事項について

以上、現行規程等について検討が必要と思われる事項について述べてきたが、以上のほかにも以下のような事項について新たに基準等を検討する必要があると思われる。本報告書では時間の関係上検討できなかったが、今後機会を見て検討したい。

- ・ 特許出願の審査請求基準
- ・ MTA雛型
- ・ 大学が展示会等で大学関係物産として紹介を許容する商品の基準等
- ・ 大学関係ブランドの商標登録に関する取扱基準、出願基準等
- ・ 著作物の取扱基準

参考文献

- * 文部科学省「大学等の研究成果を社会還元するための知的財産戦略・産学官連携システムに関する総合評価報告書」（2007.12）
http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08010802.htm
- * 文部科学省「『大学知的財産本部整備事業』事後評価結果報告書」（2008.8）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08081104.htm
- * 文部科学省「平成20年度 大学等における産学連携等実施状況について」（2009.7）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1282374.htm
- * 独立行政法人工業所有権情報・研修館「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2009年度版）」
- * 文部科学省 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ「知的財産ワーキング・グループ報告書」（2002.11.）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gjyutu/gjyutu8/toushin/021101.htm
- * 文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長、大臣官房会計課用度班主査通知「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」（2002.7.）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakuc/020901.htm
- * 文部科学省 科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」（2002.11.）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gjyutu/gjyutu8/toushin/021102.htm